

第 6 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成28年2月23日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成28年2月23日(火曜日)

午前9時59分開議
午後0時15分休憩
午後1時14分開議
午後2時10分休憩
午後2時16分開議
午後3時29分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第4号 平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 平成27年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第20号 平成28年度熊本県一般会計予算
- 議案第24号 平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
- 議案第27号 平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
- 議案第64号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 財産の減額貸付けについて
- 議案第76号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第77号 指定管理者の指定について
- 議案第78号 指定管理者の指定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について

- 議案第80号 指定管理者の指定について
- 議案第81号 指定管理者の指定について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について
- 報告事項
- ①熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 内野幸喜 |
| 副委員長 | 早田順一 |
| 委員 | 小杉直 |
| 委員 | 荒木章博 |
| 委員 | 溝口幸治 |
| 委員 | 前田憲秀 |
| 委員 | 末松直洋 |
| 委員 | 高島和男 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

- | | |
|--------------|-------|
| 教育長 | 田崎龍一 |
| 教育理事 | 金子徳政 |
| 総括審議員兼教育指導局長 | 上川幸俊 |
| 教育総務局長 | 吉田勝也 |
| 教育政策課長 | 田村真一 |
| 学校人事課長 | 國武慎一郎 |
| 社会教育課長 | 河村雅之 |
| 文化課長 | 手島伸介 |
| 施設課長 | 西川哲治 |
| 高校教育課長 | 越猪浩樹 |
| 政策監兼高校整備推進室長 | 手島和生 |
| 義務教育課長 | 浦川健一郎 |
| 特別支援教育課長 | 栗原和弘 |

人権同和教育課長 古 澤 広 義
 体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 後 藤 和 宏
 警務部長 黒 川 浩 一
 生活安全部長 佐 藤 正 泉
 刑事部長 池 部 正 剛
 交通部長 高 山 広 行
 警備部長 中 島 恵 一
 首席監察官 甲 斐 利 美

参事官兼警務課長 林 修 一
 参事官兼会計課長 松 岡 範 俊
 理事官兼総務課長 熊 川 誠 吾

参事官兼生活安全企画課長 春 野 慎 治
 参事官兼刑事企画課長 杉 村 武 治
 参事官兼交通企画課長 岩 本 信 行
 参事官兼警備第一課長 石 原 裕 洋
 理事官兼交通規制課長 木 庭 俊 昭
 生活環境課長 富 田 慶 二
 組織犯罪対策課長 中 島 誠 一

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
 政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時59分開議

○内野幸喜委員長 定刻より前ですが、ただいまから第6回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に9名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにしました。

次に、本委員会に付託された平成27年度補正予算と平成28年度当初予算及び条例等の議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、平成27年度補正予算について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、警察本部長、教育長からの総括説明

は、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算及び条例等の議案等をあわせてお願いいたします。

執行部が説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当部課長から順次説明をお願いします。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、平素から警察行政各般にわたりまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対し、改めて御礼を申し上げます。

また、皆様には年明け早々年頭視閲式に御出席をいただきまして、また、さきの管内視察におきましては阿蘇警察署を御視察いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、県警察から提案をさせていただいております議案等の概要につきまして、着座をさせていただきまして御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成27年度熊本県一般会計補正予算についてでございます。

これにつきましては、職員給与の過不足調整や事業費の確定、今後の執行見込みの精査による補正を行うものでございます。

あわせてワンストップ支援センター業務委託や、交番、駐在所等の土地、建物賃借など総額8,010万8,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、第20号議案の平成28年度熊本県一般会計予算についてでございます。

警察費の当初予算につきましては、総額370億8,168万8,000円をお願いしているところでございます。

主な事業といたしましては、高齢者の交通事故や振り込め詐欺被害などを防止するため「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ隊を結

成して行う戸別訪問やパトロール活動、いずれも仮称ではございますが、熊本合志警察署や氷川機動センターの整備などがございます。

次に、第64号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、警察法施行令の一部改正により、地方警察官の定員の基準が改められることに伴い、警察官の定数を改正するものでございます。

次に、第65号議案熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、施行条例等の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、法の一部改正に伴い関係条例の規定を整備するものでございます。

次に、第66号議案熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例でございますけれども、これは先ほど申しましたいわゆる風営適正化法の一部改正に伴い、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の範囲の見直し等を行うとともに、学校教育法の一部改正等を踏まえ関係規定を整備するものであります。

次に、報告第4号でございますけれども、これにつきましては専決した7件の交通事故の和解についての報告をさせていただくものでございます。

このほか、その他の報告事項といたしまして、総務常任委員会で御審議をいただいているところでございますけれども、熊本県手数料条例等の一部を改正する条例について報告をさせていただきます。

これにつきましては、先ほど申しましたいわゆる風営適正化法の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業が新設されたことを受けまして、許可申請等に伴う手数料を新設するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○松岡会計課長 会計課でございます。

補正予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料で説明させていただきます。

着座させていただきます。

初めに、第1号議案平成27年度2月補正予算についてでございますが、表紙に「(平成27年度熊本県一般会計補正予算(第6号))」と記載しております資料をごらんください。

資料1ページをお願いします。

補正予算につきましては、県人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定に要する経費の増額や今後の執行見込みの精査に基づく減額が主な内容でございます。

まず、上の段の公安委員会費の減額は、公安委員会への委員の出席実績に伴う公安委員報酬の減額、2段目の警察本部費につきましては、給与改定に伴う増額と、退職予定見込み者数の減による退職手当の減額など、3段目の装備費の減額は、燃料単価の下落に伴う車両燃料費の減額、最も下の段の警察施設費の減額は、警察署等の設備保守委託の入札で、予定価格より安く落札されたことに伴う減額であります。

2ページ目をお願いします。

上の段の運転免許費の減額は、各種講習受講者が減少したことなどに伴い、収入証紙の売りさばき手数料や講習関係経費等が減額となったものであります。

下の段の、恩給及び退職年金費の減額は、恩給や普通扶助料の受給者が亡くなられたことにより、支給見込み額も減額となったものであります。

3ページをお願いします。

警察活動費で1億2,690万7,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費の減額は、被留置者数が減少したことに伴い、被留置者の食料費等も減額となったものであります。

2の生活安全警察運営費につきましては、生活安全警察に係る許認可事務に必要な収入証紙の売りさばき手数料の若干の増加と、講習委託料等の減額などであります。

3の交通警察運営費の減額は、自動車保管場所調査委託の入札に伴い、予定価格より安く落札されたことによるものであります。

4の交通安全施設費の減額は、交通安全施設整備のもととなる県の道路整備計画がおくれましたことに伴い、必然的に信号機の整備ができなかったものであります。

なお、これにより減額となりましたことから、その分につきましては平成28年度予算に上乘せして計上し整備することとしております。

以上、警察費合計欄のとおり、補正予算の総額は3,129万4,000円の増額となりまして、補正後の予算総額は380億5,926万9,000円となります。

4ページをお願いします。

第1号議案第3表、債務負担行為の補正でございます。

交番、駐在所等の土地、建物の賃借の契約に要する経費として2,288万1,000円を、また、下の段の警察関係業務としまして、平成28年度当初から、役務の提供を受ける必要のある顧問弁護士料やワンストップ支援センター業務委託料等10項目5,722万7,000円の増をお願いします。

第1号議案の説明は、以上でございます。

なお、地方創生加速化交付金を活用した事業などの国の補正予算に対応する警察費の計上はございません。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○内野幸喜委員長 続いて、教育委員会から説明をお願いいたします。

○田崎教育長 議案の説明に先立ちまして、今月21日に公立中学校教員が殺人未遂容疑で

逮捕されました事案につきまして、委員の皆様方並びに県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。

教職員がこのような行為を行ったことは極めて遺憾であり、まことに申しわけなく思っております。今後、服務監督権者である合志市教育委員会からの報告を受けて、厳正に対応してまいります。

なお、現在学校には、生徒の心のケアのために合志市教育委員会で臨床心理士1名を常駐させております。

また、学校の要請に応じて、県教育事務所のスクールソーシャルワーカーについても対応できるようにしているところでございます。

一日も早く学校教育の信頼回復を図れるよう、全力を挙げて不祥事根絶に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、内野委員長を初め委員の皆様方におかれましては、日ごろから教育行政全般にわたりまして御指導、御助言をいただいておりますことを、心からお礼を申し上げます。

また、先月26日に行われました管内視察では学校現場においていただきまして、貴重な御助言、御指導をいただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。いただいた御意見を、今後の施策に役立ててまいります。

それでは、今回提案申し上げます教育委員会関係の議案の概要につきまして、着座のまま御説明を申し上げたいと思います。

まず、平成27年度2月補正予算につきまして、第1号議案平成27年度熊本県一般会計補正予算(第6号)、第4号議案平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)、第7号議案平成27年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)におきまして、総額5億1,353万7,000円の減額補正をお願いします。

また、第19号議案平成27年度熊本県一般会

計補正予算(第7号)におきまして、経済対策分として8,846万9,000円の増額補正をお願いをしております。

次に、繰越明許費補正でございます。

教職員住宅解体工事など6件について、繰越明許費補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

県民総合運動公園管理運営業務など13件について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、平成28年度当初予算につきまして、第20号議案平成28年度熊本県一般会計予算、第24号議案平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第27号議案平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,572億3,554万円余をお願いしております。

以下、予算の主な内容について御説明申し上げます。

まず、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業につきましては、文化庁が実施する日本遺産に係るこれまでの人吉・球磨地域の取り組みに加え、新たに認定を目指す菊池川流域の取り組みを支援することにより、文化財を活用した地域の活性化を図ってまいります。

次に、県立高等学校施設増改築事業につきましては、県立高等学校施設の安全性を確保し機能向上を図るため、老朽化した施設の改築等に計画的に取り組んでまいります。

平成28年度は熊本工業高校及び小川工業高校の実習棟改築の基本実施設計に着手いたします。

次に、県立高等学校再編統合施設整備事業につきましては、県立高等学校再編整備等基本計画に基づく新設校の施設整備等で、平成28年度は球磨地域新校A及び新校Bに係る施設改修等を行います。

次に、高校生キャリアサポート事業につきましては、キャリアサポーターによる求人開

拓活動等の就職支援を行い、生徒の社会生活への円滑な移行、早期離職防止を図ります。

また、工業高校生の県内就職支援のため、全ての工業高校に仕事コーディネーターを配置いたします。

次に、実習船熊本丸代船建造事業につきましては、竣工から17年目を迎えます実習船熊本丸の代船建造を平成31年3月までに実施するため、平成28年度は基本設計を行います。

次に、特別支援教育環境整備事業につきましては、急増する知的障害のある生徒の受け入れ環境を確保するため、平成31年度の開校を目指す東部支援学校——仮称でありますけれども——の校舎整備とともに、盲学校及び熊本聾学校の寄宿舎改築などを進めてまいります。

次に、債務負担行為の設定でございます。

熊本工業高校実習棟改築事業など4件について、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、条例等議案でございます。

議案第67号につきましては、一般財団法人熊本県青年会館に対する財産の減額貸し付けに係るものでございます。

次に、議案第76号につきましては、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

また、議案第77号から議案第82号につきましては、県立体育施設に係る指定管理者の指定に係るものでございます。

以上が、今議会に提案申し上げます議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。着座の上、御説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費でございますが、32万

1,000円を減額するものでございます。

右側説明欄1の(1)教育委員会委員報酬等において、支給見込み額の減によるものでございます。

中段の事務局費は、1,306万1,000円を減額するものでございます。

右側説明欄1の(3)県立学校校務情報化推進事業における県立学校教員の校務用パソコンリース更新に係る入札残など、所要見込み額の減によるものでございます。

下段の教職員人件費は、79万円を減額するものでございます。

右側説明欄1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費における教職員廃止住宅の解体工事に要する経費の入札残等、所要見込み額の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金は、年度途中の受給者死亡による支給額の減により909万2,000円を減額するものでございます。

以上、総額2,326万4,000円の減額補正を計上しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございませう。着座にて説明させていただきます。

各事業の説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項でございませうので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料は、引き続き3ページをお願いいたします。

下段の事務局費の右側、説明欄をごらん願います。

1、職員給与費につきましては、当初予算では平成27年1月1日現在で在籍している職員の給与をもとに算定をいたしております。その後、4月の人事異動等によりまして、予

算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回補正をお願いするものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費に係る補正予算につきましても同様の理由によるものでございますので、当課及び各課からの説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

引き続き、資料3ページの下段、事務局費でございませうが、右側説明欄の2、退職手当の増額につきましては、事務局職員の定年や年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額増によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の教職員人事費1億1,935万6,000円の増額につきましては、説明欄の1、退職手当におきまして、先ほどと同様でございませうけれども、退職手当の支給見込み額の増、2、管理運営費におきまして、(1)県立学校技師欠員等配置費で、技師の勤務実数の実績減に伴う賃金等の所要見込み額の減、(3)の公立高等学校授業料徴収等事業で、就学支援金の支給対象者の減に伴う高等学校等就学支援資金の所要見込み額の減によるものでございませう。

また(2)の教育サポート事業では、小中学校サポーターに係る国庫補助金の内示減、3、公立学校教員採用選考考査事務費では、熊本市への問題提供に係る負担金収入増に伴い、それぞれ財源更正をお願いしております。

次に、2段目の教職員費につきましては、3億6,132万9,000円の増額補正をお願いしております。

このうち右側説明欄の2、国庫支出金返納金155万6,000円でございますが、これは義務教育費国庫負担金につきまして、平成24年度

分の額の再確定に伴う国庫への精算返納金でございます。

なお、額の再確定に伴いまして、平成25年度分につきましては国庫から123万7,000円余の精算交付金がありますので、2月補正において本年度の歳入として計上しており、教職員給与費の財源に充当いたしております。

4段目の高等学校総務費の7,689万8,000円の減額のうち、右側説明欄の2、学校運営費の減額は、非常勤講師の勤務時間数の実績に伴う報償費の正味額の減によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

1段目の、全日制高等学校管理費では1,411万7,000円の減額、2段目の定時制高等学校管理費及び3段目の通信教育費では、財源更正をお願いしていますが、これらはいずれも生徒数見込みの減に伴いまして、授業料、入学料、授業料不徴収交付金の歳入減等により学校運営費を補正するものでございます。

4段目の特別支援学校費につきまして、1億4,386万3,000円の減額補正をお願いしております。

右側説明欄の2、学校運営費の減額は、非常勤の勤務時間数の実績減に伴う報酬等の所要見込み額の減、3、就学奨励費の増額につきましては、支給対象の増に伴う所要見込み額の増によるものでございます。

以上、学校人事課といたしまして、最下段でございますが、総額2億7,006万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。着座にて御説明いたします。

説明資料の、6ページ上段をお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、1,508万

9,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の、地域・家庭教育力活性化推進事業費は、いずれも国庫補助事業または国庫委託事業における所要見込み額の減により、1,363万9,000円を減額するものでございます。

次に、下段をお願いいたします。

図書館費でございますが、1,942万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の事業費は、くまもと文学・歴史館の改修工事において、入札残等による所要見込み額の減より1,210万9,000円を減額するものでございます。

以上、総額3,451万7,000円の減額補正を計上しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○手島文化課長 文化課でございます。着座にて御説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず文化費でございますが、総額1億6,592万3,000円の減額でございます。

主なものを御説明いたします。右側の説明欄をごらんください。

2の文化振興費ですが、日本遺産関連の市町村指定文化財修理費等の執行残を減額するものでございます。

3の(1)埋蔵文化財発掘調査ですが、県が国等から受託した公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、調査整備業務に係る入札残や、北熊本スマートインターチェンジの用地取得が困難となり、発掘調査が実施できなかったことにより減額するものでございます。

4の(1)の文化財収蔵庫管理ですが、国の補助金額の減に伴い執行できなかった分を減額するものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをお願いいたします。

美術館費ですが、総額2,122万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄4の美術館施設整備費ですが、美術館本館改修に伴う入札残を減額するものです。

5の永青文庫推進事業費ですが、永青文庫関連の古文書などの調査研究を委託する経費のうち、熊本大学が国の研究大学強化促進事業の助成を受けることとなったことから、入札残などを合わせて減額するものでございます。

6の美術品取得基金積立金及び7の永青文庫常設展示振興基金積立金につきましては、運用利息を積み立てさせていただくものでございます。

続きまして、下段の教育施設災害復旧費ですが、9万円の減額でございます。

社会教育施設災害復旧費でございます。台風15号で被害を受けました県立装飾古墳館の施設復旧に伴う入札残を減額するものでございます。

以上、文化課として総額1億8,723万9,000円の減額補正を計上いたしております。

御審議のほど、よろしく願いたいします。

○西川施設課長 施設課でございます。着座の上、御説明いたします。

説明資料の9ページをお願いします。

1段目の教育財産管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

これは、旧水俣高校宿舍、宇土高校及び鹿本農業高校の学校用地売払い収入を受け入れたことによる財源更正でございます。

2段目の、全日制高等学校管理費でございますが、2,635万3,000円の減額でございます。

説明欄の1の(1)高等学校施設維持管理費は、消防設備点検など法定検査料執行見込み額の減でございます。

3段目の学校建設費でございますが、6,725万3,000円の増額でございます。

説明欄1の(2)校舎新・増改築事業は、翔陽高校実習棟改築事業の国庫補助内示に伴う財源更正、(3)文化財調査費は所要見込み額の減、(4)県立高等学校施設整備事業は、補助災害等の対象にならない台風災害関連事業について増額するものでございます。

4段目の特別支援学校費でございますが、87万6,000円の増額でございます。

説明欄の1の(1)施設維持管理費は、特別支援学校における法定検査料執行見込み額の減、(2)特別支援学校施設整備事業は、台風災害関連事業の増額でございます。

5段目の教育施設災害復旧費でございますが、2億6,263万6,000円の減額でございます。

説明欄の1の(1)は、災害復旧指導監督事務費の執行額の減、(2)県立学校施設災害復旧事業は、大津高校体育館復旧工事におきまして、被災直後に行った屋根及び床浸水拡大防止マットの応急対策によりまして、被害の拡大を防止することができたことによる減額及び災害査定による減でございます。

以上、総額2億2,086万円の減額補正を計上いたしております。

御審議のほど、よろしく願いたいします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて説明をさせていただきます。

説明資料の10ページをお願いします。

上段の事務局費でございますが、1,223万3,000円の減額でございます。

右側の説明欄のとおり、新設高等学校等教育環境整備事業における所要見込み額の減でございます。阿蘇中央高校及び天草拓心高校における校舎間バス運行委託の入札に伴う執行残でございます。

下段の教育指導費は、1億504万6,000円の

減額でございます。

主なものとしましては、右側説明欄1の(1)通学支援事業における所要見込み額の減で、バス等の利用予定者の実績減による5,601万5,000円の減額でございます。

2の(2)スーパーグローバルハイスクール推進事業は、指定校2校分の予算措置に対し1校指定となったことによる2,199万3,000円の減額でございます。

3の(1)の初任者研修(県立)における所要見込み額の減は、補充のための非常勤講師採用実績減による人件費700万円の減額でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

上段の教育振興費は、7,068万3,000円の減額でございます。

主なものとしましては、右側の説明欄3の(1)の奨学のための給付金における所要見込み額の減でございます。

中段の保健体育総務費は45万円の減額でございます。右側の説明欄のとおり定時制高等学校夜食費における所要見込み額の減でございます。

以上、一般会計につきましては1億8,841万2,000円の減額でございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

農業高等学校費は、6万6,000円の増額でございます。右側説明欄のとおり、基金運用利息の増によるものでございます。

続きまして、説明資料の12ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。育英資金等貸付金は、5,582万6,000円の減額でございます。

右側説明欄のとおり、奨学生の退学や辞退等に伴う貸与者数の実績減によるものでございます。

以上、一般会計、特別会計を合わせまし

て、総額で2億4,417万2,000円の減額でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。着座にて説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、2,075万3,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費でございますが、376万8,000円の減額でございます。

(1)の学力向上対策事業につきましては、熊本県学力調査問題の入札残による所要見込み額の減でございます。

(2)の東日本大震災被災幼児・児童・生徒修学等支援事業につきましては、補助対象市町村の減による所要見込み額の減でございます。

(3)の小中一貫教育推進事業につきましては、国庫委託金の内示減でございます。

次に、2の教育研修費でございますが、1,475万円の減額でございます。

主な減額の理由は、(1)の初任者研修につきましては、研修時に初任者にかわり授業を行う非常勤講師の採用実績減による所要見込み額の減でございます。

(2)の指導改善研修事業につきましては、研修指導員の配置減による所要見込み額の減でございます。

続きまして、3の児童生徒の健全育成費でございますが、223万5,000円の減額でございます。

(1)の外部専門家による学校支援充実事業でございますが、スクールカウンセラーの旅費の執行残及びスクールソーシャルワーカーの社会保険料の執行残等、所要見込み額の減でございます。

以上、総額2,075万3,000円の減額補正を計

上しております。

御審議のほど、よろしく願いたいと思います。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。着座にて御説明いたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、1,297万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

主なものといたしまして、1の(2)のほほえみスクールライフ支援事業でございますが、人工呼吸器装着児童生徒の訪問看護利用補助事業における補助対象者が見込みよりも少なかったことに伴う減額でございます。

次に、(4)の発達障がい支援事業でございますが、特別教育支援員の人件費所要見込み額の減によるものでございます。

次に、下段の特別支援学校費でございますが、1,302万円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)特別支援教育環境整備事業でございますが、入札残に伴う所要見込み額の減でございます。

以上、2,599万8,000円の減額補正を計上しております。

御審議のほど、よろしく願いたいと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、1,661万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断、(3)栄養教諭初任者研修事業につきましては、実績に基づく所要見込み額の減、また(2)、(4)、(5)については、国庫委託金の内示減によるものでございます。

次に、下段の体育振興費でございますが、1,018万5,000円の減額でございます。これは、1の学校体育振興費の(1)地域スポーツ人材の活用実践支援事業の国庫委託金の内示減、(2)児童生徒のスポーツ環境整備事業の所要見込み額の減によるものでございます。

以上、総額2,680万3,000円の減額補正を計上しております。

御審議のほど、よろしく願いたいと思います。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の変更について、御説明いたします。

教育総務費につきましては、教職員住宅の解体に要する経費として932万4,000円、また教育災害復旧費につきましては、8月に発生しました台風により被災しました教職員住宅の復旧に要する経費として1,062万9,000円の設定をお願いしております。いずれの工事も平成28年3月末の竣工を予定しておりますが、天候不良等の突発的な事項の発生によっては年度内に竣工できないことが予想されるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いたいと思います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の16ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費補正につきまして、御説明いたします。

高等学校費につきましては、1,290万8,000円の増額変更でございます。

県立熊本農業高校の高等学校産業教育設備整備における搾乳機の更新について、搾乳機

設置に伴う搾乳室改修工事が、入札不調による再入札などで当初の予定よりもおくれたことによりまして、その後の搾乳機設置について年度内に完了することが困難となったため、繰越明許費の増額をお願いするものでございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の17ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。これは教職員住宅用地に係るものでございまして、南関高校教職員住宅地ほか3カ所の住宅用地借り受けに係る年間借地料として89万3,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしく願います。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

同じく17ページ中段の説明資料をごらん願います。

校長宿舎等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは東稜高校及び大津支援学校の校長宿舎等を年間賃借するものでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、説明資料17ページ下段をお願いいたします。

電話相談室賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、家庭教育電話相談事業で使用する

電話相談室を年間賃借するもので、54万円を計上しております。

御審議のほど、よろしく願います。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の18ページ、上段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

矢部高校プール用地など4校における年間賃借料でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の18ページ中段をお願いいたします。

一般会計の債務負担行為設定について御説明いたします。

公立学校初任者研修バス賃借に係る債務負担行為の設定でございまして、県立学校初任者研修で使用するバスの賃借料につきましては、平成28年度当初に研修を実施するため、平成27年度中に契約を行う必要があることから、債務負担の行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計の債務負担行為設定について、御説明いたします。

システム保守業務に係る債務負担行為の設定でございまして、熊本県育英資金で使用するシステムの保守業務委託料については、平成28年度当初からシステム保守を行うため、平成27年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の19ページ上段をお願いいたします。

公立学校初任者研修バス賃借に係る、債務負担行為の設定でございます。

これは、公立小中学校初任者研修で、年度当初から使用するバスの賃借料として43万2,000円を計上しております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○平田体育保健課長 同じく、説明資料の19ページ下段をお願いいたします。

体育施設管理運営業務につきまして、県民総合運動公園を初めとする県立体育施設6施設の指定管理者への管理委託に要する経費としまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、平成28年度からの新たな指定管理者の指定につきましては、改めて後ほど条例等議案関係で御説明させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

2月補正予算、国の補正予算対応分の関係資料の2ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、2,980万円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

(1)の地域未来塾ICT機器等整備事業でございますが、これは既に実施している市町村における地域未来塾で使用するICT機器の整備に要する経費で、国庫10分の10の補助

事業でございます。なお、この補正予算につきましては、年度内の執行が困難であるため、この後御説明いたしますが、全額繰り越しをお願いすることとしております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の2ページ下段をお願いします。

特別支援学校費でございますが、5,409万9,000円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

松橋東支援学校及び荒尾支援学校のトイレ改修事業につきまして、国の補正予算に伴い交付金の申請を行うものでございます。

なお、この補正予算につきましては、後ほど御説明しますが、年度内の執行が困難であるため、全額繰り越しをお願いしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

教育指導費でございますが、457万円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

産業教育課題研究充実事業でございますが、これは専門学科等で開催される研究大会等で、上位成績の県立高校における課題研究に要する経費でございます。この事業を実施することにより、高校生が商品化、製品化に向けてアイデアにさらに磨きをかけるとともに、地域産業界のみならず、全国展開している企業との連携を通じて新たなビジネスの創出につながることを期待しております。

なお、この補正予算につきましては年度内の執行が困難であるため、この後説明いたし

ますが、全額繰り越しをお願いすることとしております。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

社会教育費でございますが、先ほど御説明いたしました地域未来塾ICT機器等整備事業につきまして、2,980万円の設定をお願いしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

同じく、4ページ下段をお願いします。

繰越明許費補正でございます。

特別支援学校費につきましては、補正前の1億3,200万円に、先ほど御説明申し上げました5,409万9,000円を追加するものでございまして、補正後の額は1億8,609万9,000円となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

教育総務費につきまして、457万円の増額変更でございます。

先ほど御説明いたしました産業教育課題研究充実事業の457万円につきまして、年度内の執行が困難であるため、全額繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で、平成27年度補正予算に係る執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○荒木章博委員 1ページの警察装備品の維持管理費ということで、燃料単価の下落によるということで書いていますけども、この車両というのは大体どのくらい実際今所有されているんですかね。

○林警務課長 警務課でございます。

現在、総台数は約1,200台でございます。四輪が約900台、それと二輪が300台ということで、合計1,200台余りを保有しております。

○荒木章博委員 それと約2,000万のちょっと——これはもちろん単価ですけども、活動される走行距離というのはそんなに変わらないんですかね、毎年の。

○林警務課長 走行距離については、さほど差はございません。

○荒木章博委員 わかりました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○小杉直委員 教育長の説明要旨の。

○内野幸喜委員長 いやいや、まず警察本部から。

○小杉直委員 では、警察本部に1つ。

本部長の説明要旨の中で2ページ、高齢者の交通事故や振り込め詐欺被害などを防止するため、「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ隊を結成して行う戸別訪問やパトロール活動というふうになっておりますが、これは以前も説明を受けましたけれども、生安部長のほうで、これのスタートの現況はいかがですか。

（「当初」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 当初で。

○小杉直委員 当初な。はい、御無礼しました。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 はい、なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 国の補正予算対応の2ページの社会教育課、地域未来塾ICT機器等整備事業ですね、これはICT機器はいろいろありますけど、どういうものが整備をされるのかということと、市町村は幾つかだったですよ、これ該当したのは、どういうところが、どういうところというか、手を挙げているのは全部挙げているのか、それともどういうところが挙げているのか、お答えをいただきたいと思います。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

御質問のありましたICTの関係です。整備例といたしましては、タブレットであったりLANの設備、あとは電子黒板であったり、あとプロジェクターであったりというこ

とで、学習する上での設備ということが考えられます。

また地域未来塾に関しまして、今回、国の補正対応というのは、現在平成27年度実施をさせていただいている市町村に照会をかけさせていただいております、市町村名で申し上げますと、荒尾市、山鹿市、合志市、阿蘇市、産山村、御船町、津奈木町、錦町、湯前町、山江村ということで10市町村が手を挙げていただいている状況でございます。

○溝口幸治委員 イメージとしては経済対策で、その昔ICTに結構お金がついて入れましたよね。そういうところ以外で、そのときにちょっと乗りおくれたりとか、最近ICT頑張り始めたところが今回これを活用して入れることができるというふうに理解をしているのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○河村社会教育課長 御意見のとおりでございます、電子黒板を以前入れていたけれども、例えば1教室1台なかったというところが、もっと充実をしたいというところであったり、御案内のとおり県内ICT頑張っているところ、山江村であったりというようなところは、さらにさらに充実したいということで、もっともっとさらに発展させたいということをおっしゃっている地域でございますので、今あるものを今一生懸命頑張っているけれども、それをさらにというようなところでございます。

○溝口幸治委員 ICT関係はこれからというか、保守もそうですけど買いかえですね、やっぱりそういうのが非常に問題になってくるので、こういった国の予算にきちっと対応することは大事だろうと思いますし、これ10分の10だったですよ。だから非常にいい取り組みだだと思いますので、これから多分学

校現場では、この未来塾に限らずその問題起こってきますので、こういった国の予算に対応できるように常に準備をしておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○荒木章博委員 これ2ページですけどもね、新規事業で熊本市の交流職員の給与負担金ということで計上されていますけれども、これ今、熊本市の派遣職員については、どのくらいの人数で、割合でやっておりますか。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

今回予算計上させていただいておりますのは、義務教育課に今年度からおひとり来ていただいておりますのは、相互交流で相互に派遣しておりますして、それぞれの職員の負担金についてはそれぞれの自治体が出すことになっておりますので、その分についての補正でございます。

○荒木章博委員 これは1名だけですか、全体的に。

○田村教育政策課長 はい。

○荒木章博委員 できれば、もっと熊本市あたりと交流的に受け入れをできるような形を今後とっていただきたいなということで、それは要望しておきます。

引き続き、あと2点ちょっとお尋ねします。

8ページですけども、永青文庫推進事業ということで、今回国庫の補助を確保したということで、こういった減額になったんですね。

○手島文化課長 委員お話しいただきましたとおり、熊本大学のほうが国庫の補助を申請していただいて、同じ目的での事業でございましたので、委託先の大学のほうから今回は減額で構いませんということで、それを受けての減額補助でございます。

○荒木章博委員 とてもこれは、私も前々から、熊大あたりがそういう古文書を持っているから、非常にそういうところは積極的にやっぱり国に対してはアピールをし、県と一緒にこの古文書と県立美術館の永青文庫との整合性を全国にアピールすべきだということは常日ごろ持論として言い続けたんですけど、今後こういう国からの大学に対しての補助というのは見込みがあるんですかね。わかる範囲内で。

○手島文化課長 わかる範囲でとおっしゃっていただきました。

来年以降のそういった動き、熊本大学の、今先生がおっしゃっていただいたような事業、国のほうにも高く評価していただいておりますので、継続の補助の受けられる可能性もございます。ただ、それが受けられない場合であったとしても、永青文庫のほうとして、そういったところを支援していくという方向性で考えているところでございます。

○荒木章博委員 それは本当すばらしいことだと思いますけれども、大学のそういう持ち物として熊本の宝ですから、今後、将来価値あるオリンピックあたりに向けても非常に大切な事業だというふうに思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

最後に10ページですけど、スーパーグローバルハイスクールということで、先般、済々黌を委員会で視察に行ったりしていますけれども、今回までは1校だったということで、今後の見込みはどういうふうに考えておられ

るのか。あと2校ですか、希望されたやに聞いておりますけども、そういったところの考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

スーパーグローバルハイスクールにつきましては、平成28年度の全国での指定校数は7校ということになっております。7校ではあります、本県からは済々黌を除いてあと3校、今回申請をいたしております。かなり厳しい狭き門だとは思っておりますけれども、しっかり取れるように準備をして対応しているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 ぜひ。この前、文科大臣が来たときに、そういうあたりも教育委員会が要望されるようにしないと、ちょっと短い25～26分か30分も足りない時間で、あれだけマスコミには新聞、テレビにも出ているわけですから、そういった要点を、熊本県でやっていることを30分弱でこのスーパーグローバルの対応が大臣に伝わったかというとは、いかななものかと思うんですけど、やっぱり熊本県の考え方というのをきちんと、やっぱりこれは示すべきだというふうに思いますので、引き続き教育長にもお願いしたいと思いません。もう答弁は要りません。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 同じく10ページの教育指導費なんですけど、説明欄の1番、通学支援事業の減額の部分で、バスの運行費の見込み、減か何か御説明があったと——もうちょっと詳しく御説明いただいていいですか。

○手島政策監 高校教育課高校整備推進室で

ございます。着座にて御説明差し上げます。

事務局運営費のうち、校舎間バスの移動に伴います費用の減ということでございますが、こちらにつきましては、平成26年4月から国土交通省のほうで一般貸し切りバスにつきまして新たな運賃制度のほうを導入されております。こちらは届け出制ということで、一定の幅の中で業者のほう届け出をするということで、私どものほうとしましては大体これの平均値をとって見込みをしたところでございますが、結果としまして——あ、済みません、失礼しました。

通学支援の見込みについてでございます。こちらは、新たに開校しました天草拓心高校それと岱志高校、牛深高校に進学する生徒にかかります通学支援のほうを見込んでおりましたところでございますが、積算におきましては、過去における中学校や補助対象地区からの進学実績を踏まえて積算しておったところでございますが、対象者の生徒のほうが少ないということで、この差ができたというところでございます。

済みません、失礼いたしました。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

これは、例えばスクールバスの入札をして、単なるその入札残ということじゃないんですね、見込みが少なかったということですよ。よろしいですね。

○手島政策監 さようでございます。

○前田憲秀委員 最近バス事業の悲惨な事故なんかもあってますので、そういったところで、例えば安いところ安いところという傾向があるならば、ぜひそれはやめてもらいたいという思いでちょっと質問させていただきましたけど、まあ見込みの人数が少ないということの減ということでよろしいんですね。再度確認です。

○手島政策監 さようでございます。

○前田憲秀委員 はい、わかりました。
以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小杉直委員 今から質問するとは補正予算ですよな。

○内野幸喜委員長 はい、そうです。

○小杉直委員 教育委員会の7ページの、文化課長、ちょっとお尋ねばってんが、文化財調査費の説明の中で、北熊本スマートインターチェンジの話ばしなはったかな。

○手島文化課長 北熊本スマートインターチェンジの用地取得が困難であったために、今年度発掘調査を予定していた分が減になりましたという御説明をさせていただいたところです。

○小杉直委員 わかりました。いや、きのう特別委員会で北熊本スマートインターチェンジが進まぬもんだけん盛んに意見が出よったわけですが、今の説明でわかりました。

もう1点。西川施設課長。最近お会いせぬけん聞いとくばってんが、9ページ、真ん中付近に県立高等学校施設整備費の中で(2)校舎新・増改築事業の中で、国庫補助内示に伴う財源更正とあるとですが、これは国庫補助は何割ぐらい来るとですかな。

○西川施設課長 はい、これは国の交付金でございます。交付率は3分の1、県費負担が3分の2となります。

○小杉直委員 そこで関連してお尋ねばってんが、工業高校の実習棟の新築とかいろいろ予定されておるのですが、それにも国庫補助金は該当するわけ。

○西川施設課長 はい、施設課でございます。

議員御指摘のとおり、産業教育施設については、やはり同じようなスキームで国費3分の1が充当できます。

○小杉直委員 なら具体的に聞きますが、熊本工業高校に関連してはいかがですか、国庫補助金は。

○西川施設課長 施設課でございます。

実習棟につきましては、国の予算の動向あたりもありますが、基本的には3分の1の国費が充当できるものと考えております。

○小杉直委員 私の勉強不足だったろうな。県費ばかりだろうかてちょっと心配しておったばってんが、国費が3分の1前後出るならば安心しました。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○末松直洋委員 14ページの教育指導費の発達障がい支援事業で、所要見込み減の432万2,000円、この内訳というか、どうなっておりますか。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課長でございます。

発達障がい支援事業の見込み減につきましては、こちらのほうは特別支援教育支援員を県立学校5校に配置をしておりますが、その任用開始が1つの学校で6月になったこと、

それから教育支援員の勤務日が減ったことによるものでございます。

以上です。

○末松直洋委員 勤務員が減ったことですかね。

○栗原特別支援教育課長 勤務日でございます。

○末松直洋委員 勤務日がですね。はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○末松直洋委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第7号及び第19号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託された平成28年度当初予算及び条例等の議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受

けたいと思います。

初めに、警察本部松岡会計課長。

○松岡会計課長 会計課でございます。着座のまま説明させていただきます。

第20号議案平成28年度熊本県一般会計予算について御説明いたします。

表紙に、「(当初予算/付託議案関係)」と記載しております資料をごらんください。

まず、10ページまでめくっていただきますでしょうか。

末尾の合計欄をごらんください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警察費総額370億8,168万8,000円をお願いしております。

前年度と比較いたしますと、8億9,370万8,000円の減額となり、率にしまして2.4%の減少となっておりますが、これは退職予定者が減少する見込みでありますことから退職手当が減額となり、これが大きく影響をしております。

このほか、予算の一部が6月補正予算、つまり肉づけ予算送りとなりましたことが主な要因となっております。

したがいまして、肉づけ予算におきまして、しっかりと警察の諸活動に資する予算を適正に確保してまいりたいと考えております。

それでは2ページに戻っていただきまして、内容の御説明をいたします。

まず、上段の公安委員会費、本年度1,369万9,000円につきましては、公安委員の報酬と委員や随行する職員の旅費などの運営費でございます。

次に、下の段の警察本部費、本年度306億4,491万6,000円につきましては、職員の給与や業務管理などに必要な経費でございます。

説明欄の番号1と番号2は、職員の給料や諸手当でございます。

なお、番号2の退職手当につきましては、

21億7,699万7,000円であり、退職者の減少によりまして昨年度より約5億円の減額となっております。

番号3の警察一般管理費として、12億5,653万1,000円をお願いしておりますが、その一部を説明させていただきます。

(1)につきましては、女性警察官の活躍を促進するため、ワークライフバランス研修会や育児休業中の職員を対象とした職場復帰に係る研修会を開催する経費、また、これらの研修会開催時の臨時託児室を開設する経費であります。

(2)につきましては、平成28年度政府予算が閣議決定され、本県に対しましても警察官13人の増員が容認されましたことから、これに伴う職員採用関係経費等でございます。

(3)から(7)につきましては、職員の制服の整備や非常勤職員の雇用、各種広報活動等に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

(8)から(10)につきましては、警察署の運営に要する経費、(11)から(14)につきましては、職員の福利厚生等に要する経費、(15)から(20)につきましては、警察の情報ネットワークに要する経費でございます。

4ページをお願いします。

装備費の本年度の4億6,849万1,000円は、警察装備品の維持管理に要する経費でございます。

(1)と(2)につきましては、地震、台風や火山噴火等の自然災害の発生に備え、被災者の捜索活動等に有効な装備品の整備等を行うものでございます。

(3)から(5)につきましては、警察装備品や車両、船舶、ヘリコプターの燃料費を含む維持管理などに要する経費でございます。

5ページをお願いします。

警察施設費の本年度の11億2,547万6,000円は、警察施設を整備、維持管理していくために必要な経費でございます。

番号1の警察施設維持費につきましては、警察本部や警察署、運転免許センターなどの警察施設の修繕や保守等の維持管理に要する経費でございます。

次に、番号2の警察施設整備費のうち(1)と(2)につきましては、警察署再編計画に基づく、仮称でございますが、熊本合志警察署と氷川機動センターの新設に関する事業費でございます。両施設ともに、平成28年から翌29年にかけて整備するもので、総事業費約28億円と約4億9,000万円を見込んでいます。

(3)につきましては、熊本市中央区本山町にあります老朽化が著しい独身寮の建てかえに伴います、民間資金を活用する一括借り上げ方式の検討費用でございます。

(4)につきましては、警察施設の建てかえや改修等に要する経費で、交番や駐在所の建てかえなどを行うこととしております。

(5)につきましては、アスベストなどの有害物質の含有量調査を行うもので、(6)と(7)につきましては、民間から宿舍を借り上げるための経費や未利用地の売却に向けた鑑定、測量経費でございます。

6ページをお願いします。

上の段の、運転免許費の本年度11億7,049万8,000円は、運転免許行政の運営に必要な経費でございます。

番号1の自動車運転免許費のうち(1)につきましては、平成29年3月に施行する改正道路交通法に対応するため、総合運転者管理システムを改修するための経費や技能試験を実施するための車両の購入などを行うものでございます。

(2)につきましては、認知症の疑いのある方の早期発見に資するため、免許センターに看護師等を配置する事業で、これまでの2人に来年度は1人増員し、3人体制で運用させていただくこととしております。

(3)と(4)につきましては、免許事業の業務委託、運転免許管理システムの維持管理経費

など、運転免許センターの運営に必要な経費であります。

(5)から(11)につきましては、道路交通法に規定されております各種講習の業務委託費でございます。

番号2の自動車運転免許試験費では、運転免許試験車両の維持経費、取り消し処分者講習を実施するための運営費などをお願いしております。

次に、下の段の恩給及び退職年金費の本年度6,284万6,000円は、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対し、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

7ページをお願いします。

警察活動費の本年度の35億9,576万2,000円は、県警察の各部門の運営に必要な経費や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

番号1の一般警察運営費ですが、(1)につきましては、昨年6月から業務を開始しました性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」の運営に要する経費であります。平成28年度は新たに支援体制や活動内容を充実させるため、支援員の研修や本事業を県民に周知するための広報活動など取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(2)につきましては、犯罪被害者を支援するための事業費、(3)につきましては、被留置者の食糧費など、被留置者に要する諸経費、(4)から(6)までにつきましては、職員の教養や警察活動に必要な経費等でございます。

番号2の総合治安対策費についてでございますが、(1)につきましては、県警察におきまして来年度から新たに取る事業でございます。

その内容を若干御説明いたしますと、高齢者が被害者や加害者となる交通死傷事故の多

発でありますとか、高齢者を中心に依然として高額の被害が発生している振り込め詐欺などの県民生活を脅かす事故や事件を未然に防止することを目的としまして、交通警察部門と生活安全警察部門が一体的に連携して取り組む事業であります。

具体的に申しますと、警察官、非常勤で雇用する警察官OB、民間委託業者の職員が、「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ隊を結成し、それぞれの役割において連携し、高齢者宅を対象とした戸別訪問活動を初め、地域社会やボランティア団体と連携した地域住民への声かけを伴うパトロール活動等を行うもので、全国初の取り組み事業でございます。

(2)につきましては、特殊詐欺の根絶に向けた取り組みを強化するための被害防止活動に要する経費など、(3)につきましては、危険ドラッグ等の鑑定資機材や薬物吸引に起因する交通事故の捜査に活用するシステムの運用経費でございます。

8ページをお願いします。

番号3の生活安全警察運営費ですが、(1)につきましては、ストーカー行為やDVの被害を防止するための経費で、被害者等の安心感の醸成、加害行為の証拠化等を目的に、業者に委託し被害者宅等への防犯カメラの設置を行うものなどでございます。

(2)につきましては、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた解析資機材の整備とネットワーク化に要する経費や捜査能力向上のための教養経費、(3)と(4)につきましては、警察相談員やスクールサポーターとして任用するなどの経費。

(5)につきましては、産業廃棄物の不法投棄など環境犯罪の根絶に要する経費、(6)につきましては、生活安全警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費等でございます。

次に、番号4の地域警察運営費ですが、(1)につきましては、駐在所の運営に協力し

ていただく駐在所員の配偶者に対する報償費など、(2)につきましては、110番センターの運営に要する経費、(3)につきましては、交番、駐在所機能を充実強化するための交番相談員の任用経費でございます。

9ページをお願いします。

番号5の刑事警察運営費ですが、(1)と(2)につきましては、2019年、2020年に開催されるラグビーワールドカップなどの大規模な国際大会に伴い、外国人観光客の増加が予測される中において、警察職員が英語や中国語などを習得するための研修等に要する経費でございます。ちなみに、この経費の中には、熊本県が国際交流を促進しております台湾高雄市におきまして、高雄市警察との実務交換研修や、高雄師範大学での北京語研修を行う経費も含まれております。

(3)につきましては、暴力団に対する取り締まり及び暴力団による被害から県民を守るための経費、(4)から(8)までにつきましては、犯罪追跡システムなどの維持管理費、検視関係経費、重要事件捜査訓練経費等、(9)と(10)につきましては、鑑識活動や科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理費、研究員の研修経費などでございます。

10ページをお願いします。

番号6の交通警察運営費ですが、(1)と(2)につきましては、道路交通法の改正などに伴う各種システムの改修経費など、(3)と(4)につきましては、交通指導取り締まりや交通事件・事故捜査、違法駐車対策に要する経費、(5)につきましては、信号機電気料や交通管制に必要な回線料のほか、老朽化の著しい信号機や道路標識などの修繕に要する経費、(6)から(9)までにつきましては、道路交通法等に規定された交通警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

次に、番号7の交通安全施設費で9億4,881万円をお願いしております。

これにつきましては、安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設、改良や通学路対策などに必要な信号機の新設、更新を迎えた信号機の制御器や信号柱の更新、視認性の向上と節電対策のための信号機LED化などの整備を進めることとしております。

これまでが、第20号議案のうち警察費歳出予算に係る説明でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

第20号議案第2表の債務負担行為でございます。これは、いずれも仮称でございますが、熊本合志警察署と氷川機動センターの整備に当たりまして、来年度であります平成28年度から翌29年度にかけて実施する2カ年の建設工事等に要します経費につきまして、年度にまたがりますため平成29年度分の債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○林警務課長 警務課でございます。着座で御説明をさせていただきます。

県警察から提案をしております、第64号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

資料は、13ページから16ページになります。

説明に入ります前に、今回、本県に対しまして警察官13人の増員が決定されましたのは、昨年6月それと11月に県議会の皆様におかれまして国の施策等に関する提案を通じて担当省庁へ働きかけていただいた結果であるというふうに考えております。この場をおかりしまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、条例案について説明をいたします。

熊本県警察職員の定数につきましては、熊本県警察職員定数条例において定められております。この条例において定められている警察官の定数は、現在3,079人でありますけれ

ども、今回の警察官13人の増員を受けて、この警察官の定数を3,092人に改めるものであります。

なお、会計別の定数につきましては、警察法施行令に定める基準に従い、資料14ページに記載しております表のとおりに改正をすることになります。

施行日につきましては、平成28年4月1日としております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤生活安全部長 生活安全部でございます。着座の上、説明させていただきます。

第65号議案熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料の18ページから32ページに基づきまして御説明をいたします。

今回の条例改正は、昨年6月24日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が一部改正されましたことから、本県の関係条例を改正するものであります。

改正法では、風俗営業の営業時間が緩和され、県条例により営業延長許容地域内の営業時間を定めることとなり、ゲームセンターへの年少者の立ち入らせ規制も県の条例により、保護者同伴による立ち入りができることとなりました。また、特定遊興飲食店営業が新設され、公安委員会の許可が必要となり、営業が可能な地域と営業時間を県条例により定めることとなりました。

それでは、熊本県風俗営業適正化法施行条例の改正について御説明をいたします。主な改正点は4点であります。

1つ目は、風俗営業の営業許容延長許容地域内における営業時間の規制についてですが、条例で定める営業時間は午前1時までとし、現状のままとします。

2つ目は、年少者のゲームセンターへの入

店時間の制限についてです。現行条例では16歳未満の年少者は午後6時以降の入店を禁止してございましたけれども、法の改正により年齢制限及び罰則が削除され規制が緩和されたために、保護者同伴の場合には午後6時から午後10時前までは入店可能とします。

3つ目は、特定遊興飲食店営業に関する規制についてです。特定遊興飲食店営業の営業所が設置可能な地域は、条例で定めてある現在の風俗営業の営業延長許容地域と同一とします。理由につきましては、改正法施行令におきます特定遊興飲食店営業の設置許容地域の基準が、風俗営業の営業延長許容地域の基準とほぼ同じだからでございます。

営業時間につきましては、原則24時間営業ができることから、午前5時から午前6時までの間は営業を制限し、午前5時までの営業とします。これは改正法施行令の基準に沿ったもので、特定遊興飲食店営業は24時間営業が可能でありますけれども、早朝における酔客と通学通勤者とのトラブル防止など、風俗環境の保全に配慮する必要があることから、午前5時から午前6時までの間を制限しております。

また、特定遊興飲食店営業者の遵守事項として、18歳未満の年少者が午後6時から午後10時前の時間に入店する場合には保護者の同伴を求めることとし、その他の遵守事項は風俗営業の遵守事項を準用することとします。騒音、振動の規制についても、風俗営業の基準を準用いたします。

4つ目は、風俗環境保全協議会を設置する地域についてですが、風俗営業店が集中し、県下最大の繁華街で特に良好な風俗関係の保全を図る必要がある熊本北警察署管内の営業延長許容地域とします。

次に、その他の条例改正についてですが、今回法が改正されたことにより、風俗営業の定義に関する条項が整理されました。これに伴いまして熊本県迷惑行為等防止条例、熊本

県景観条例についても条文整理を行います。

最後に条例の施行日ですけれども、改正法の施行日は政令により平成28年6月23日と定めてありますので、これに合わせて同日といたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池部刑事部長 刑事部長の池部です。

刑事部からは、お手元の資料33ページから38ページに基づきまして、第66号議案熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、この改正につきましては、ただいま生活安全部長から説明がありました、いわゆる風営適正化法の一部改正、それとともに学校教育法の一部改正等を踏まえ、関係規定の整備を行うものです。

改正の概要は3点あります。

1点目は、条例の23条及び24条に規定する暴力団排除特別強化地域に関する改正です。

条例では、熊本市の中心繁華街であります下通や新市街等の地域を暴力団排除特別強化地域として、この地域で風俗営業等を営む特定接客業者は、暴力団を用心棒に使ったり、その対価として暴力団に金品等を渡すことなどが禁止され、また暴力団に対しましても同様の規制がかかっております。

今回、風営適正化法の改正に伴い、風俗営業の形態に特定遊興飲食店営業が新設されたことから、特定接客業者の中にこれを追加するというものです。

2点目は、条例22条に規定する少年に対する教育等のための措置に関する改正です。条例では、暴力団に加入したり、暴力団から被害を受けることのないように教育を行う必要がある学校として、学校教育法に定める中学校と高等学校を規定しておりますが、学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を行う学校を義務教育学校という名称で新たに規定

したことから、この義務教育学校の中学校部分に当たる後期課程を追加するというものです。

3点目は、条例23条では用心棒の役務の定義を、客との紛争の解決または鎮圧を行う役務と規定していましたが、今回、暴力団対策法の規定と同様に、その対象を客だけでなく従業員その他の関係者にまで拡大するというものです。

なお、施行につきましては本年6月23日を予定しておりますが、改正学校教育法及び用心棒の役務の定義関係につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○甲斐首席監察官 監察課です。着座で失礼します。

報告第4号議案について御説明をいたします。

資料は、39ページから43ページになります。

報告第4号議案専決処分報告であります。これは、昨年12月の議会以降に、県警察の公用車事故に係る専決処分をさせていただいた7件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、42ページ以降に記載させていただいております。また、7件中人身事故が1件、それも含め警察側の過失が大きい事故は4件で、全て自動車保険で対応しております。

以上で報告を終わります。

○内野幸喜委員長 それでは、引き続き教育委員会から説明をお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費でございますが、1,052万6,000円をお願いしております。

これは、右側説明欄に記載しておりますが、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費でございますが、4億603万7,000円をお願いしております。

主なものとして、右側説明欄1の(1)熊本県教育情報化推進事業は、県立学校のパソコン等リースなど、学校における教育の情報化の推進に要する経費でございます。未来の学校創造プロジェクトとして、タブレットパソコンやデジタル教科書等のICTを活用した指導や学習方法の検討を進めてまいります。

(2)の教育振興基本計画推進事業でございますが、第2期となります教育振興基本計画の推進等に要する経費でございます。

(3)の県立学校校務情報化推進事業は、県立学校で使用します校務用パソコン等のリースに要する経費でございます。

(4)の学校改革フォローアップ事業は、組みかえ新規事業となりますが、学校の課題解決に向けた学校改革を行うモデル校への支援及び県内の各学校への普及に要する経費でございます。

なお、事務局費につきましては、本年度予算と比較して約5,300万円余の大幅増となっておりますが、これは(3)の県立学校校務情報化推進事業で、これまで備品として整備しておりましたパソコンが耐用年数を経過したためリースに切りかえることに伴い、その費用が増加したことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

教職員人件費でございますが、2億1,835万円をお願いしております。

主なものとして、右側説明欄1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費につきましては、平成13年度までに建設いたしました教職員住宅の公立学校共済組合の償還金及び廃止住宅に係る処分に要する経費、3に記載の

教職員の福利厚生事業に要する経費でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

上段の教育センター費でございますが、8,117万6,000円をお願いしております。

主なものとして、右側説明欄1の(1)の管理運営費につきましては、教育センターの維持管理及び運営に要する経費、3に記載の教職員の研修に要する経費等でございます。

教育センター費につきましては、本年度予算と比較しまして約470万円余の増となっておりますが、これは4の(1)の新規事業であります教育センター施設整備事業におきまして、教育センターの宿泊棟を改修し、理科実験施設として整備するための設計委託に要する経費を要求したことなどによるものでございます。

下段の恩給及び退職年金費でございますが、1億5,862万7,000円をお願いしております。

昭和37年11月30日以前に退職されました教職員に対し恩給として、その遺族に対し扶助料として支給しているものでございます。

以上、8億7,471万6,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきましては、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課のほうで御説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

上段の事務局費の右側、説明欄をごらん願います。

1、職員給与費につきましては、職員の給与

につきましては、平成28年1月1日現在の職員にかかる給与費から、定年等の退職者分を除き新規採用者や再任用者等の見込み額を加えたものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても同様でございますので、当課及び各課からの詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

上段の事務局費につきましては、事務局職員の給与費及び退職手当といたしまして15億5,161万5,000円をお願いしております。

次に、下段の教職員人事費につきましては、166億4,744万円をお願いしております。

主なものといたしまして、右側の説明欄ですが、1、退職手当や、2、児童手当のほか、3、管理事務費におきまして(2)の小中学校非常勤配置事業は、免許外教科担当の解消や小学校専科教育の充実等を図るために非常勤講師を配置するものであり、(4)の県立学校技師欠員等補充配置費は、技師の欠員や育休等の補充のための臨時職員の配置に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

(6)の就学支援金交付等事業は、就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費であり、(7)の教員の指導力向上は、スーパーティーチャー(指導教諭)の配置に伴う代替非常勤講師の配置に要する経費でございます。

ここでお手数でございますが、1ページお戻りいただきまして、5ページの教職員人事費の比較の欄をごらんいただきてよろしゅうございますでしょうか。

前年度と比較いたしまして14億2,800万円余の大幅増となっております。これは、就学支援金につきまして支給対象者が学年進行により平成28年度から1年、2年、3学年となりまして10億7,300万円余の増額と見込んだ

ことと、退職見込み者の増に伴いまして、退職手当を3億3,900万円余の増額としたことによるものでございます。

それでは申しわけございません、また6ページにお戻りいただき、お願いいたします。

次に、2段目の教職員費では、小学校分として587億513万9,000円、3段目の教職員では、中学校分といたしまして339億2,689万円をお願いしております。小学校、中学校いずれも教職員の給与費及び旅費を計上いたしております。

4段目の教育振興費では、県立中学校3校の運営費といたしまして、2,991万6,000円をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

1段目の高等学校総務費では、高等学校教職員の給与費及び学校運営費として254億3,782万4,000円をお願いしております。

次に、2段目の全日制高等学校管理費では、13億9,394万円、3段目の定時制高等学校管理費では、2,374万7,000円、最下段の通信教育費では、543万8,000円をお願いしておりますが、いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

特別支援学校費では、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費といたしまして、93億4,926万9,000円をお願いしております。

以上、学校人事課としまして、最下段でございますが、1,470億7,121万8,000円を計上いたしております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。社会教育総務費でございますが、6億7,954

万4,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主な事業について御説明いたします。

2の、地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち(1)の「親の学び」推進事業は、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

(3)の放課後子ども教室推進事業は、放課後等の子どもたちに対して学校の余裕教室を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やさまざまな交流、体験活動の機会を提供する場づくりのための経費でございます。

(6)の地域と協力した学力向上プロジェクトは、さまざまな事情により学習のおくれや学習習慣が十分に身につけていないなどの状況が見受けられる小学生、中学生の学力向上を図るため、教員OBや大学生等地域の人材を活用して、放課後や土日、夏休みなどに学びの機会——先ほど御説明しましたが、地域未来塾と呼んでおりますが、を提供する経費でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

(8)の、学校を核とした地域の教育力強化事業は組みかえ新規事業でございまして、学校と地域の連携、協働による教育活動の体制づくりを推進するために、統括コーディネーターの配置や学校支援地域本部並びに家庭教育支援の補助及び体験活動ボランティア派遣等を実施する経費でございます。

4の社会教育諸費のうち(2)の地域人権教育指導員設置費補助は、地域における人権教育の推進のため、地域人権教育指導員を設置する市町村に対して助成を行うものでございます。

(3)の県生涯学習推進センター運営事業は、県民カレッジや生涯学習フェスティバルの開催等、生涯学習推進センターの運営に要する経費でございます。

(4)の青少年教育施設管理運営費は、天草

青年の家など県立の青少年の家4施設の管理運営について指定管理者への委託に要する経費でございます。

なお、9ページに戻っていただきますと、社会教育総務費につきましては、9ページにあります。前年度から3,293万8,000円の減額となっております。これは、主に青少年教育施設に係る保全計画策定事業等が終了したことによるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

図書館費でございますが、3億6,061万3,000円をお願いしております。

主な事業について、御説明いたします。

2の管理運営費のうち(1)の管理運営費は、県立図書館の施設設備の維持保守や図書購入等、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3の事業費のうち(2)のくまもと文学・歴史館の運営及び充実は、1月28日に開館したくまもと文学・歴史館における資料の修繕や特別展の開催等、展示の整備充実や事業運営に要する経費でございます。

なお、図書館費につきましては、本年度から3億5,535万4,000円の減額となっております。これは主に、くまもと近代文学館が機能拡充のため改修し、くまもと文学・歴史館として整備する工事が終了したことによるものでございます。

以上、総額10億4,015万7,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○手島文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

文化費7億3,209万2,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものを御説明いたします。

2の文化振興費ですが、(2)高等学校芸術文化振興事業は、熊本県高等学校総合文化祭の開催経費負担金と、全国高等学校総合文化祭への参加旅費の補助に要する経費でございます。

(3)の美術館分館管理運営費は、県立美術館分館の管理運営を指定管理者へ委託する経費などがございます。

(4)の日本遺産による文化財群魅力発信支援事業は、文化財を活用し地域活性化を図る国の日本遺産魅力発信推進事業に取り組んでおります人吉・球磨地域、それに加え日本遺産認定を目指している菊池川流域の取り組みの支援などに要する経費でございます。

3の文化財調査費でございますが、(2)の埋蔵文化財発掘調査は、水俣インターチェンジなどの国等の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に要する経費でございます。

4の文化財保存管理費です。(4)の装飾古墳館関係経費は、県立装飾古墳館の管理運営等に要する経費、(5)の鞠智城関係経費は、鞠智城跡の管理運営や特別史跡指定などに向けた経費でございます。

引き続き、説明資料の13ページの美術館費でございますが、6億3,611万6,000円をお願いしております。

説明欄2の(1)の管理運営費は、県立美術館本館の管理運営に要する経費です。

4の(1)展覧会事業費は、県立美術館が行う企画展、共催展及び巡回展に要する経費です。

5の(1)県立美術館本館改修整備事業は、良好な展示保管環境を確保するため、築40年を迎える老朽化いたしました施設、設備の改修を行うもので、平成28年度は空調、電気施設、設備の工事を行うものです。

6の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、展覧会の開催、永青文庫所蔵の美術品や古文書等の調査研究及び修復に要する経費でございます。

以上、文化課として総額13億6,820万8,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の14ページをお願いします。

1段目の事務局費でございますが、330万7,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

これは、公立学校建設の指導監督に要する事務費でございます。

2段目の教育財産管理費でございますが、20万4,000円をお願いしております。

3段目の全日制高等学校管理費でございますが、1億7,214万円をお願いしております。

説明欄の1の県立学校施設維持費は、県立高等学校の維持管理に要する経費でございます。

4段目の学校建設費でございますが、11億6,231万9,000円をお願いしております。

説明欄の1の(1)校舎新・増改築事業は、県立高等学校の老朽化施設の改築に要する経費で、熊本工業高校及び小川工業高校の実習棟改築工事の基本設計及び実施設計の委託料でございます。

(2)県立高等学校施設整備事業は、県立高等学校の改修や学習環境の維持向上のための整備に要する経費でございます。

5段目の特別支援学校費でございますが、2億5,603万7,000円をお願いしております。

説明欄の1の(1)施設維持管理費は、特別支援学校の維持管理に要する経費、(2)特別支援学校施設整備事業は、多目的トイレや床暖房などの施設改修に要する経費でございます。

以上、総額15億9,400万7,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

上段の事務局費でございますが、7,370万4,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校教育整備推進事業は、新校開校準備など高等学校再編整備の推進等に要する経費でございます。

(2)新設高等学校等教育環境整備事業は、再編統合に伴う諸経費や閉校式等に要する経費でございます。

(3)の県立高校魅力創造発信事業は、県立高校の入学者確保に向けた検討組織の設置運営や広報等に要する経費でございます。

下段の教育指導費は、4億6,514万4,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)通学支援事業は、高等学校再編統合に伴う通学支援等に要する経費でございます。

(2)御所浦高校生通学支援事業は、平成27年度から県が全庁的に取り組んでおります御所浦地域振興策の一環として実施するもので、御所浦から天草市内の高校に通学するために必要な定期船運賃に対する助成経費でございます。

2の(1)高校生キャリアサポート事業は、キャリアサポーターや工業高校生の県内就職支援を行う仕事コーディネーターの配置に要する経費でございます。

(2)スーパーサイエンスハイスクール推進事業は、化学、理科教育を重点的に行うスーパーサイエンスハイスクール指定に係る非常勤講師の任用等に要する経費でございます。

(3)熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業は、グローバル人材の育成に資するための高校生の州立モンタナ大学での英語研修受講

等に要する経費でございます。平成28年度は20名の募集を予定しております。

(4)スーパーグローバルハイスクール推進事業は、グローバル人材の育成を図る国のスーパーグローバルハイスクールの指定に係る先進的教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。今年度指定を受けている済々黌高校に加えて新たな学校の指定を目指しております。

説明資料の16ページをお願いいたします。

右側、説明欄(5)スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業は、専門的職業人の育成を図る国の事業を活用した教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。新規の指定を目指しております。

(6)農業教育輝き事業は、これまで実施してきました農業を担う人材育成に係る就農教育連携支援事業に加えて、新たに普通科高校生農業体験研修等に要する経費を計上しております。

(7)専門高校生による海外インターンシップ事業は、新規事業でございます。専門高校生の県内企業の海外進出先でのインターンシップ、企業研修等に要する経費でございます。国際的な感覚と広い視野を持って本県に定着し、地元産業界の発展に寄与する人材の育成を目指します。

3の(1)初任者研修(県立)は、新規採用教員が研修を受ける際に、その教員のかわりに授業を行う非常勤講師の採用等に要する経費でございます。

4の(1)高校生の非行防止と健全育成は、学校不適応等の生徒指導上の課題の解決に要する経費でございます。

(2)県立学校いじめ・不登校等対策事業は、県内全ての分校を含めた県立高校へのスクールカウンセラーの配置及び県内4拠点校へのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

(3)いじめ防止対策推進事業は、いじめ防

止対策推進法に基づくいじめ防止のための環境整備等に要する経費でございます。

(4)いじめ未然防止推進事業は、いじめの未然防止等のためのシンポジウムに要する経費でございます。

下段の中学校費の教育振興費は、187万5,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、県立中学校入学者選抜は、県立中学校の入学者選抜に要する経費でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

2段目の高等学校総務費は、1,201万円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、県立高等学校の入学者選抜に要する経費でございます。

下段の高等学校費の教育振興費は、6億7,393万1,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、1の理科教育設備費は、県立高等学校における理科、数学教育のための設備整備に要する経費でございます。

2、3、4は、定時制、通信制の生徒に対する経費でございます。

5の(1)奨学のための給付金事業は、公立学校授業料無償制度の見直しにより生み出された財源により、経済的理由で就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。この事業は平成26年度から実施しておりますが、平成28年度は学年進行により3学年全ての生徒が対象となるため、約1億8,000万円の増額となっております。

説明資料の18ページをお願いします。

6の(1)高等学校産業教育設備整備費は、産業教育の実験、実習に必要な設備整備に要する経費でございます。

(2)高等学校産業教育電算機組織整備事業は、産業教育に必要なパソコン整備に要する経費でございます。

(3)実習船熊本丸代船建造事業は、平成29年度着工予定の代船建造に係る設計及び代船

建造調整会議への出席等に要する経費でございます。

2段目の学校建設費は、2億2,181万3,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、高等学校再編統合に伴う新設高校等の施設整備に要する経費でございます。

3段目の保健体育総務費は、725万5,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、県立高等学校定時制課程の生徒への夜食給与に要する経費でございます。

4段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、3,963万7,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計の水産高校等学校費へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は14億9,536万9,000円をお願いしております。

続きまして、説明資料の19ページをお願いいたします。

特別会計について御説明いたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は、1億8,569万6,000円をお願いしております。これは、農業関係高等学校12校の実習運営に要する経費等でございます。

下段の水産高等学校費は、7,215万円をお願いしております。これは、水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の20ページをごらんください。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金でございますが、13億1,496万8,000円をお願いしております。

その主なものは、右側説明欄のとおり1の

貸付金で高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

以上、一般会計及び特別会計の総額は、30億6,818万3,000円でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、3億296万9,000円をお願いしております。

主なものにつきまして、右側の説明欄より御説明いたします。

まず、2の学校教育指導費の(1)学力向上対策事業でございますが、これは、学力向上のための教職員研修会や、県学力調査の開発実施等に要する経費でございます。

(2)の道徳教育総合支援事業は、平成27年度に引き続き本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」テレビ番組の製作、放送及び教師の指導力向上に向けた研修会の実施に要する経費でございます。

(3)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業は、水俣病についての正しい理解を図り環境教育の充実を推進するために、県内全ての公立小学5年生の水俣訪問学習を実施する市町村に、その費用の一部を助成するものでございます。

(4)の英語教育改革推進事業は、小中学校英語教員の授業力向上を図る研修及び英語教育の早期化、高度化に向け、特定の地域を英語教育強化地域拠点と指定し、小中高連携した英語教育の取り組みの支援に要する経費でございます。

(5)の幼児教育アドバイザー派遣事業は新規事業でございますが、認定子ども園、幼稚園、保育所等における幼児教育の質の向上を図るためのアドバイザー派遣に要する経費でございます。

(6)小中学校における起業体験推進事業も新規事業でございますが、起業化精神や起業家的資質・能力等を有する人材を育成するための起業体験の実践的な研究に要する経費でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

3の教員研修費でございますが、(1)から(3)まで、いずれも教員の指導力や専門性の向上を図るための研修に要する経費でございます。

最後に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、(1)の外部専門家による学校支援充実事業は、いじめ・不登校等の積極的予防と解消を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置等に要する経費でございます。

(2)学級経営等支援員配置事業でございますが、学級経営が困難な学級において児童生徒への対応や担任等への指導、助言等を行う支援員の配置に要する経費でございます。

(3)教育支援センター整備支援事業は、新規事業でございます。

本事業は、不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校を支援するための実践的な研究に要する経費でございます。

以上、総額3億296万9,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料23ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、8,456万1,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

主な事業について御説明いたします。

1の(1)特別支援学校キャリアサポート事業は、就職希望者の多い特別支援学校3校に

就職支援等を行うキャリアサポーターを配置するための経費でございます。

(3)特別支援教育充実事業は、特別支援学校教員の専門性や指導力の向上を図るための研修実施などに要する経費でございます。

(4)ほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校7校の児童生徒の医療的ケアの実施のための委託契約及び人工呼吸器の管理等のため、看護師を派遣する事業所への補助に要する経費でございます。

(6)発達障がい等支援事業は、小中高等学校等の全ての教員を対象とする研修実施など、発達障害等に対する理解促進や支援の充実に要する経費でございます。

次に下段の特別支援学校費でございますが、2億191万円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)特別支援教育環境整備事業は、熊本市及び周辺部で急増する知的障害特別支援学校高等部への入学希望生徒受け入れのための対策に要する経費でございます。これは、熊本聾学校の敷地内に新たな特別支援学校の設置と、盲学校熊本聾学校の寄宿舎、新設学校を含めた3校の共同調理場、交流スペース兼食堂、共用スペースの整備を行うための基本設計及び地質調査、並びに菊池支援学校高等部山鹿分教室の改修工事に要する経費でございます。

次に、別冊資料をもとに東部支援学校、仮称でございますが、こちらの検討状況について説明をさせていただきます。

別冊資料のほうの1ページをお願いいたします。

東部支援学校の整備の検討状況につきましては、これまで盲学校、熊本聾学校、熊本支援学校の校長や、PTA会長、同窓会長で構成しました連絡会議を6回開催し、あわせて盲学校、熊本聾学校を含む特別支援学校7校の教員等で構成しました検討委員会を5回開催し、御意見を伺ってまいりました。

そして2月1日に盲学校、熊本聾学校の保護者、同窓会全体を対象としました説明会において、同一敷地内に東部支援学校を設置することについて御説明したところ、おおむね御理解をいただきましたので、今回予算措置をお願いするものでございます。

また、今後の整備につきましては、2ページのイメージ図をお示しし御意見を伺いましたところ、安全・安心な学習環境の確保や、寄宿舎は視覚・聴覚障害の特性に配慮することなどの御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、来年度に予定しております基本設計に反映させてまいります。

恐れ入ります、説明資料の23ページにお戻りください。

3の(1)県立特別支援学校管理運営費は、特別支援学校高等部の5つの分教室及び熊本かがやきの森支援学校の運営にかかる経費でございます。

以上、総額2億8,647万1,000円を計上しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。着座にて説明いたします。

説明資料24ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費659万6,000円は、課運営費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業等、学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費2,570万2,000円は、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費1,334万7,000円は、人権教育推進のための資料の作成、人権フェスティバルの運営及び人権教育関係団

体への事業費補助、社会教育における人権教育推進に要する経費でございます。

以上、総額4,564万5,000円でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 12時になりましたけど、付託議案に関する説明まで終えたいと思いますが、それで、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、5億205万9,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

主なものとして、2、学校保健給食振興費の(1)スーパー食育スクール事業は、学校における食育の検証と普及啓発に要する経費でございます。

(2)県立学校における健康診断は、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費、(3)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下で児童生徒に災害が発生した場合の災害共済給付に要する経費でございます。

次に、説明資料の26ページをお願いいたします。

体育振興費として2億9,479万6,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主なものとして、1、学校体育振興費の(1)児童生徒のスポーツ環境整備事業は、小学校の運動部活動の社会体育への移行等を推進する市町村に対する助成でございます。

(5)全国中学校体育大会開催運営費補助は、平成29年度に本県で開催されます全国中学校体育大会、陸上競技、サッカー競技を開催運営する実行委員会に対する助成で、平成28年度の新規事業でございます。

2、社会体育振興費の(1)2020東京オリ

ピック選手育成事業は、2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県内選手の育成強化に対する助成でございます。

(2)から(5)までは、国民体育大会と九州地区国民体育大会に要する経費と競技力向上への取り組みに対する経費でございます。

続きまして、説明資料の27ページをお願いいたします。

体育施設費として、7億8,711万3,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1、県営体育施設管理費の(1)から(5)までは、藤崎台県営野球場を初め県営体育施設6施設の、指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2、県営体育施設整備費は、主なものとして、(1)熊本県・市町村体育施設等予約システム運営事業は、体育施設と予約システムの運用に要する経費、(2)武道関連施設調査検討事業は、武道施設のあり方についての調査検討に要する経費でございます。

以上、総額15億8,396万8,000円でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○手島文化課長 説明資料の28ページ上段をお願いいたします。

永青文庫推進事業に係る債務負担行為の設定でございます。これは、美術館が永青文庫から寄託を受けております美術品の修復に係る経費で、修復に2年要することから、平成29年度までの2カ年分に要する経費1,430万3,000円の設定をお願いするものでございます。今回は、一の谷・屋島合戦図屏風及び細川忠利像の修復を行う計画としており、修復完了後は県立美術館の細川コレクション永青文庫展示室などで有効活用してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

同じく、説明資料の中段をお願いします。

債務負担行為の設定でございます。これは、熊本工業高校及び小川工業高校の実習棟改築工事に係る基本設計、実施設計委託料の平成29年度執行予定分を計上しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

同じく、説明資料の28ページの下段をお願いいたします。これは、先ほど御説明いたしました平成31年度の開校を目指します東部支援学校、仮称でございますが、こちらの設計業務委託について、東部支援学校と盲学校、熊本聾学校の寄宿舎等の整備に係る基本・実施設計業務に伴い、2カ年の履行期間を確保するため、1億467万6,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

第67号議案一般財団法人熊本県青年会館に対する財産の減額貸し付けについて御説明いたします。

31ページの概要をごらんください。

熊本市中央区水前寺3丁目に所在する一般財団法人熊本県青年会館に対し、現在、建物の用地として県有地を貸し付けております。

その際、当該法人が青少年団体の育成や活動支援に係る事業等を行っているという公益性を有することに鑑み、貸付料の65%を減額しているところでございます。

これまで3年置きに契約を更新していると

ころでございまして、現行の契約が本年3月31日に満了を迎えるため、契約の更新を行うものでございます。

なお、減額率の根拠でございますが、県が熊本市に対して固定資産税相当額となる交付金を交付する必要があるため、この交付金相当額を当該財団法人から徴収するものであります。この交付金相当額が正規貸付料から65%減額した金額となります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の32ページをお願いします。

第76号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

32ページに記載しております1人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分につきまして、本議会において報告し承認をお願いするものでございます。

当課では育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところでございます。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

33ページの2の専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し1人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者につきましては、後段にありますように、民事訴訟法の規定により支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものと見なされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定

により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定によりまして、債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして知事の専決処分といたしました。

このため、これを本議会に報告し承認をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

第77号議案から第82号議案としまして、県立体育施設の指定管理者の指定について提案しております。これは、地方自治法の規定により県議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

35ページの、熊本県民総合運動公園指定管理候補者の選定結果についてをごらんください。

1、選定の経緯につきましては、平成27年9月に公募し、申請がありました2団体につきまして、熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に従って、最下段の外部委員5名から成ります指定管理候補者選考委員会で審査し、各委員の採点した結果を合計しまして総合得点が最も高い団体を指定管理候補者として選定したところでございます。

2、審査結果等について記載しておりますように、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが指定管理候補者として選定されております。

選定理由の欄をごらんください。有資格者の確保と適切な人員配置により、安定的な運営が可能となる人的能力を有していること、提出された財務諸表や事業報告書から、安定的な運営が可能となる経理的基盤を有していること、各種スポーツ教室の開催など自主事

業の取り組み内容が、サービス向上を図るための具体的手法として評価できること、以上が、選定理由でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

熊本県営八代運動公園についてでございます。

37ページの選定結果についてをごらんください。

1、選定の経緯につきましては、公募の結果、申請がありました6団体について審査し選定を行っております。

2、審査結果等について、熊本利水工業株式会社が指定管理候補者として選定されております。

選定理由の欄をごらんください。

6社の採点を行った結果、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループと熊本利水工業株式会社の2社の得点が最高でございました。

熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループは、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているかについて、提出された財務諸表や事業報告書から、安定的な運営が可能となる経理的基盤を有していると認められまして、当該評価が最も高かったところでございます。

熊本利水工業株式会社は、事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかにつきまして、施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性や利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果がすぐれている、こういったことが認められ当該評価が最も高かったところでございます。

両者の総得点は同点でございましたが、審査要領に基づきまして選考委員による多数決で行った結果、指定管理候補者として熊本利水工業株式会社が適当であると判断した。

以上が、選定理由でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

藤崎台県営野球場についてでございます。

39ページの、選定結果についてをごらんください。

1、選定の経緯につきましては、公募の結果、申請がありました1団体について審査し選定しております。

2、審査結果等については、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが指定管理候補者として選定されております。

選定理由の欄をごらんください。

提出された財務諸表や事業報告書から、収支計画の内容、的確性及び実現の可能性や安定的な経理的基盤を有していること、有資格者の確保と適切な人員配置によりまして安定的な運営が可能となる人的能力を有していること、閑散期や夜間利用の促進、利用機会の拡大などへの取り組みとともに、地域関係機関等との連携により事業を積極的に展開するなど、利用者の増加及びサービスの向上を図る取り組みが評価できること、こういったことが選定理由でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

熊本武道館についてでございます。

41ページの選定結果についてごらんください。

1、選定の経緯につきましては、公募の結果、申請がありました1団体について審査し選定しております。

2、審査結果等につきましては、公益財団法人熊本県武道振興会が指定管理候補者として選定されております。

選定理由の欄をごらんください。

施設の設置目的及び県が示した管理の方針を理解し、住民の施設の平等な利用を確保することができること、武道教室の開催など自主事業の取り組み内容がサービス向上を図るための具体的手法として評価できること、以

上が選定理由でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

県立総合体育館についてでございます。

43ページの選定結果についてをごらんください。

1、選定の経緯につきましては、公募の結果、申請がありました1団体について審査し選定しております。

2、審査結果等につきましては、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが指定管理候補者として選定されております。

選定理由の欄でございますが、提出された財務諸表や事業報告書から、収支計画の内容、的確性及び実現の可能性や安定的な経理的基盤を有していること、有資格者の確保と適切な人員配置により、安定的な運営が可能となる人的能力を有していること、各種スポーツ教室の開催など自主事業の取り組み内容がサービス向上を図るための具体的手法として評価できること、以上が選定理由でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

熊本県総合射撃場についてでございます。

45ページの選定結果についてをごらんください。

1、選定の経緯につきましては、公募の結果、申請がありました1団体について審査し選定しております。

2、審査結果等につきましては、熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループが指定管理候補者として選定をされております。

選定理由の欄をごらんください。

提出された財務諸表や事業報告書から、収支計画の内容、的確性及び実現の可能性や安定的な経理基盤を有していること。有資格者の確保と適切な人員配置により安定的な運営が可能となる人的能力を有していること。環境保全対策として、定期的な鉛弾の回収、処分作業など施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性について評価できること、以

上が選定理由でございます。

なお、指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございまして、これは全施設共通となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で、付託議案に関する全ての説明が終了しました。

この際、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時14分開議

○内野幸喜委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会に入りたいと思います。

それでは、先ほど28年度当初予算の説明を受けました。

まず最初に警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありますか。

○小杉直委員 ちょっと数の多かばってんですね、質問させてください。

増永県議が、一般質問で等級別基準職務表の条例化についてという質問をしたわけですか。それに関連して2ページの、警察本部職員給というのがここに出ておるですね。

増永県議の質問を聞いておりましたら、格差とか給料の差が事務職と公安職が出ておるというような話でした。

それに対して答弁の総務部長が、検討していきますというような中身だったろうと思いますけれども、これに関して林参事官が警務部長かと思いましたが、一番大事な重要な一つですから、よかったですら県警本部長から、この増永県議の質問を踏まえたこの2ペ

ージの職員給与についての見解をお話をさせていただきませんか。

○後藤警察本部長 職員の給与につきましては、御案内のとおり等級というものがございまして。公安職で申しますと1級から9級までございまして。職務の複雑、困難の度合い、あるいは責任の度合いに応じて等級があるということでございます。

これにつきましては、熊本県の公安職と行政職、これは役職ごとに比較をいたしますと、主任クラスそれから係長クラス、それから課長補佐クラス、それから課長クラス、それぞれの役職の段階、いずれの段階におきましても、実は公安職は行政職よりも1つの等級、1ランク下から格づけられているというのが現状でございます。

実はこのように、今申しました4つの段階でこのような、公安職と行政職で格差があるのは、残念ながら九州では熊本だけでございまして、全国的にもごくわずかでございまして。

そこで、県警察におきましても、毎年、知事に対しまして、この格差の是正について要望を出しておりますけれども、残念ながらこれまで容認をされていない、そういう状況でございます。

実は、こういった各役職ごとの給与の等級につきましては、これまで人事委員会規則で定められていたところでございますけれども、このたびこれを条例で定めるということの内容とする給与条例の改正条例案が、今定例会で提案されているところで、今恐らく総務常任委員会で審議をされているというふうに思います。

これについては、実は地方公務員法の改正がございまして、それを受けたものでございまして、その趣旨としましては、こういった職員給与につきましては、議会の審議等を通じまして、より民主的な観点からチェ

ックを強化する必要があるだろう、そういう趣旨で条例で定めるということになったためでございます。

御案内のとおり、申すまでもありませんが、職員の給与というのは、職員処遇の最も基本的なところでございますので、また今後、議会の皆様の御理解、御支援もいただきながら、引き続き県当局に対しまして要求してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○小杉直委員 実は、2月17日に増永先生が質問したという中で、やっぱり事務職と公安職、公安職は警察がほとんどですが、その格差があるというような発言があったものですね、私なりで急遽きのう調べてみたんですけど、ここに平成27年改定後、給料表別表別平均月額という一覧表があるとですね。公安職、行政職、研究職、医療職それから教育職、一覧表がある。

で、1ランク下からスタートというお話プラス、これでいくと7級の段階で事務職と公安職が逆転しておるわけですよ。大体6級等まではお互いに並んできたようなことがあったり、公安職がちょっと上だったりしておりますが、7級の段階で給料の金額が行政職と公安職は逆転して、公安職が下がっているわけですね。その後、8級でも下がったまま、9級でも下がったままと、これは必要なら後で一覧表をあげますけれども。

そうすると警視正以上は、本部長、部長、北署長とか南署長あたりは国家公務員になるわけですが、国家公務員になっても実際は手当等がつかみませんので、地方公務員よりも安いということが言われるわけですね。だけ、これに関して今本部長がおっしゃるように、やっぱり遠慮なし知事部局には交渉していく必要があると思うんですね。

昔でしたら、警察官はもう経済のこととか

給料のことは言うな、とにかく仕事一本でいけというのが、いい意味伝統として流れてきたわけですが、近年はもう若い警察官がふえて、いろいろなやっぱり要望とか勤務環境の改善とかする中で、この給料というところが一番やっぱり大事な一つですたいな。

だから、今の推移の状況で遠慮されておっでは、やっぱりこのまま流れていくということと、それから九州では熊本が一番格差が多いということならば、九州で一番県民の負担人口が多い警察でありながら、給料の格差が一番大きいというのは、大きな矛盾になると思うですよ。恐らく全国的にも、熊本県警は事務職との給料の格差は低いほうだろうと思うですよ。

だから、議会の理解を求めながら、やっぱり今後ともしっかり交渉を続けていくということが大事だろうと思うですね。格差をなくす、給料の金額の差をなくす、やっぱり同じ県職員ですから、事務職も公安職も教育職も同じような平等、均等な形で勤務していくということが大事だろうと思いますし、今度条例化するのを人事課に聞いてみたら、今まで規則でずっと決めてきておったそうですたい。国の指示で初めて条例化するわけですね、この条例化については我々も賛同せぬといかぬと思っておりますが、急に今度の議会で、事務職と公安職等々の均衡を図るとするのは無理でしょうけれども、将来にわたって引き続きしっかり交渉されていくようにしっかりお願いをしておきますので、そういうことでよろしゅうございますか、本部長の答弁を。

○後藤警察本部長 ただいま御質問いただきまして、ありがとうございました。

1点またちょっと補足させていただきますと、実は行政職と公安職につきまして級が1つずれておりまして、行政職の例えば8級というのは、公安職でいうと9級でございます。

す。1つその格差、これは格差ではなくて単に級の整理の問題でございますけれども、ただ、いずれにしても、それぞれの各役職ごとに、行政職と比較して公安職の場合は、その1つずれていることを勘案しましても、さらに1つ下から格づけられるということでございますので、これは先ほど申しましたとおり、全国的にもかなり格差のほうは多いというふうに認識しておりますので、今回の条例化をまた契機に、より一層強力に知事部局に対して働きかけをしてまいりたいと考えております。

○小杉直委員 本庁から来ておられて長くないし、しかも身分は国家公務員でしょう。そういう立場の人が地元のそういうふうな公安職について造詣が深く、そのお考えを持っておられるということは非常に立派なことだと思いますので、ひとつ組織挙げて頑張ってくださいように、先々のためにもお願いしておきますね。

それから次、刑事部長にちょっとお尋ねしますが、9ページ、台湾と熊本と飛行機が就航しましたね。それを契機に台湾との交流が今後高まっていくことは、もう必然的なことですが、ここに台湾高雄市警察との実務等交換研修費、語学基礎教養講師謝金とこうしてありますが、この中身を簡単にちょっと説明していただけますかな。

○池部刑事部長 国際化の進展に伴いまして、国際犯罪に対する捜査力の強化といえますか、国際捜査官の育成あるいは部内通訳要因のそういった通訳技能のブラッシュアップ、こういったものを目的といたしまして、これまでは、これからも引き続きまして、海外における語学研修といたしましては、台湾の中国文化大学に1年間、向こうに住みながら語学研修を受けるというのが年間1人、それからアメリカのモンタナ州立大学

で語学研修をしながら捜査実務の研修を行うという、短期2週間の研修が2人これまで実施をしておりましたけれども、さらに、友好関係にある台湾の高雄市に1カ月間、2名の、中国語の通訳として犯罪捜査に従事している警察官2名を今回から派遣をして、中国の師範大学で語学の研修を受けながら週に2日、トータルで4週間ですので8日間になるわけですが、台湾市警察において捜査実務研修を受けると。それをお互い交流研修として実施していこうということで、今回から新規の事業として予算をお願いいたしているものでございます。

○小杉直委員 行政のほうがそういう台湾との就航して行き来を活発に今後するという中で、並行して県警のほうもそういう取り組みされておるとことは大変重要なことだと思いますので、引き続き頑張ってくださいようお願いします。

あわせて、これはちょっと難しい問題と思いますが、今よその県では工藤会なんかを含めてですが、暴力団が、やくざが足を洗ったときに仕事の世話をする社会復帰の問題ですたいね。こういうことを、よその県の幾つかは取り組んでおるというふうに承知しておりますが、この暴力団の社会復帰について熊本県警はどういうふうな取り組みを考えておられるですか。

○池部刑事部長 最近、新聞で福岡が元立ちになって14、正確には15都府県になったんですけれども、広域で連携をして暴力団離脱者の就労の支援をやっていこうという協定の締結が報道されております。

暴力団対策では、取り締まり、それから暴排活動、そしてこの離脱者の就労支援という、この3つの大きな柱が暴力団対策の重要な点になるわけなんですけれども、これまでも熊本県におきましては、熊本県暴力団社会

復帰対策連絡会という組織がございまして、ここにおいて関係行政機関それから協賛企業そして県警ということで連携をしながら、離脱者に対する就労の支援を行ってきております。

ちょっと内容を詳しく御説明しますと、これにつきましては暴追センター、熊本県暴力追放運動推進センターが行っているんですけども、給付金、見舞金という規定もございまして、少額ではあるんですけども、暴力団離脱者の就労を受け入れた企業に対しては、1人月3万円の6カ月を上限ということでは18万円、何らかの損害が生じた場合は最大で20万円の見舞金を支給しますというふうな形で、これまで県では運用しております。

昨年の実績は、暴力団からの離脱を支援した者が7名離脱をしております。うち1名が就労をいたしております。

今回、福岡県が元立ちになっております広域連携の協定には、熊本はちょっと協賛企業等との意思疎通とか、そういった見舞金とか給付金の規定の関係で、調印の締結まで至っておりませんでしたけれども、先週この件の暴力団社会復帰対策連絡会を開催をいたしまして、暴追センターのほうからこの広域連携に関する説明がございました。その場で、各受け入れの協賛企業それから関係行政機関の皆さん方からも、この広域連携についての調定について御賛同をいただきましたので、調定を締結するという方向で現在手続が進められているものと承知をいたしております。

なお、この広域連携は現在15都府県、九州では福岡、佐賀、長崎が今調印しているんですけども、4月1日からの施行ということでございますので、この施行に間に合うように締結できればいいのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 おたくたちが、やくぎに足を

洗えとか、かたぎになれとおっしゃっても、やっぱりなかなか後の仕事が見つからない、それを世話するというのはなかなか難しい面があるでしょうけれども、世の中がそういう時代になっておりますので、今おっしゃったように広域連携ということの取り組みとか暴追センターとの連携とかしながら引き続き、難しい仕事でしょうけれども、1人でもやくぎがなくなるように頑張ってくださいようお願いします。

次に、10ページ。7番に、交通安全施設となっておりますね。

交通部長にお尋ねですが、これは信号機の新設となっておりますが、議会を含めいろんな方面から新しい信号機を、信号機をとという要望は常にあるわけですが、なかなか既存の信号機の維持管理も相当予算が要る中で信号機の新設というのは、なかなか予算的に厳しい面がありますが、今回のこの信号機の新設については、前年とかこれまでの経過の中でいかがなもんですか。

○高山交通部長 今回の予算の関係につきましては骨格予算でございまして、また6月に補正予算をお願いすることとしております。

信号機の新設の推移でございますが、平成24年度が10基、25年度が13基、26年度が15基、27年度が17基ということで、年々少しずつではありますが、委員の先生方の御支援等を得ましてふえておる状況でございます。

来年度につきましても、本年度よりもふやす予定にはしております。

○小杉直委員 御努力で少しずつふやされるということは結構なことですが、その分の予算が警察全体の予算から間引きされるという心配はありませんかね。

○高山交通部長 来年度の予算につきましては、本年度の予算よりも若干上乗せをされて

おる状況でございます。

○小杉直委員 そんなら知事部局その他の関係方面も、ある程度理解は示してきたということになりますね。はい。

次は警備部長、お尋ねですが、この新聞に、きょうづけですなこれは、熊日新聞に「テロに備える」、熊日の社会部の後藤記者が書いておるわけですが、中身は割愛しますが、時間も都合で、もうサミットも近々あるし、もう各国ではテロがもうちょくちょく発生しておるわけですが、前回は聞きまされたけれども、最近うまかなよかなスタジアムで爆弾テロを想定した訓練も実施されたでしょう。こういうテロに備えるその取り組み方というのは、今後ともどういうふうに考えておられますかな。

○中島警備部長 先生おっしゃいましたとおり、2月9日に伊勢志摩サミット間もなく迫ってきております。また3年後に開催されますラグビーのワールドカップ等を見据えまして、その試合会場にも予定されております、うまかなよかなスタジアムを会場としまして、警察、県それから消防等、関係機関と、それから施設の管理者も含めまして、5機関、300人の態勢でテロ対処訓練を実施したところでございます。

昨年11月のフランスの同時多発テロで俄然注目を浴びました、いわゆるソフトターゲットと言われる施設の一つである、こういった大規模集客施設を実際に使って訓練をさせていただきましたけれども、警察庁にも確認しましたところ、現時点でこれだけの規模で実際訓練をやったところは、まだ今のところ全国的にもないということで、一定の評価をいただいたところでございますが、今回関係機関と施設管理者を含めまして合同で訓練をしたことによりまして、やはり迅速なこういった場合の避難誘導であったり、あるいは相互

の連携の重要性というのを改めて確認することができたと考えております。

今後このような訓練あるいはいろんな事態を想定した事案の対処能力の向上に努めるとともに、引き続き関係機関との連携、協力を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 やっぱり有事に備えての訓練というのが非常に重要だということになると思いますので、2～3日前はどこでしたかな、教会に立てこもった刃物を持った男性をやっぱり特殊部隊の警察官が突入して、無事に人質を解放して逮捕した事案があったわけですが、熊本もいつ、どういうふうな大小さまざまなテロ的なことがあるかもわからない世の中になっておりますので、引き続き訓練の強化をよろしくお願いしておきます。

それでは、もう最後の質問ではございませんけれども、佐藤部長、池部部長、高山部長そして富田生活環境課長、長い間、県内の治安維持、交通事故防止等々に対する御苦労に敬意を表して感謝を申し上げて、あとで委員長もおっしゃるかもしれませんが、出身議員として御慰労申し上げて質問を終わります。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

○高島和男委員 5ページをお願いいたします。

警察施設整備費ということで、(6)番ですけれども、宿舍の借り上げ事業ということで、独身・単身者ということになっておりますけれども、御船、宇城市等ということですが、全体の戸数、部屋数というのを教えていただけますか。

○松岡会計課長 宿舍の借り上げにつきまし

ては、御船町に借りています官舎が12部屋であります。それと宇城市が12、それと花立が50、この3つであります。

○高島和男委員 これは、もう全て独身・単身者ということで間違いないんですか。

○松岡会計課長 いえ、宇城は家族が入っています。

○高島和男委員 なぜお聞きしたかといいますと、実は私どもの地元にも、これは家族だろうと思うんですけれども、随分古いやつがあるんですね。私も回っておりまして、ほとんど1階は空室といいますか、空き室になっている官舎が非常にありまして、考え方としては、今お聞きすると妻帯者の部分もあるわけですから、ああいうあいている官舎というのは今後どうされる予定なんですかね、施設整備、考え方として。

○松岡会計課長 古い官舎は、建てかえもしくはいわゆる今の借り上げ方式、両方勘案しながら計画的に進めているところであります。

また古い官舎は使えない部分がかなりございまして、そういうふうなところは空き室になっているところもございます。

ただ、今官舎の充足率というのは90%以上でありまして、ほとんどが入っているというのが今の現状であります。

多分、委員が見られたところが、多分使えないから今あいているという状態だろうと、今、官舎の需要はかなりあるというのが現状です。

○高島和男委員 わかりました。

もう1点、じゃ別の件なんですけども、9ページです。

先ほど小杉委員の御質問の中で刑事部長が

お答えいただいた、2番の海外の語学研修ということで、内容はそのときの回答でわかったんですけども、会が始まる前に語学のこととちょっとやり取り、雑談があつておりましたんで、私も非常にこれ興味と関心がございますので改めてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、確かに捜査の実務ということでの研修ということだったと思うんですけども、実際、空港が拡張したりそして国際線が多くなってまいりますと、もちろんそのインバウンドを我々も目指しているという中で、外国人が本当に流入数というのが多くなってくる。そういう中で、どうしても空港であつたり熊本駅であつたり、あるいは下通、中心市街地あたりの交番もしくは派出所では、いろいろやっぱり聞かれる機会といいますか場面というのもふえてくるんじゃないかな。そういったところでの人たちあるいは警察官に対する語学の研修というのは、現状どうなっておりますでしょうか。

○黒川警務部長 警察職員に対する語学の研修につきましては、この予算にも上げておりますとおり、専門的な通訳等の者については専門的な研修を受けさせるということになっておりますけれども、3,500人の職員全てに予算を取っての研修ということまではなかなか困難な状況でございます。

そういう中で、基本的には自分のその能力を磨いていくという中で、自発的な勉強というものもございます。あるいは、今交番のお話をされましたけれども、語学そのものではございませんけれども、先日、本会議で荒木議員から質問をいただいたところではございますけれども、例えばコミュニケーションボードといいまして、外国人の方が交番を訪ねてきた際に、例えば物を落したとか被害に遭ったとか、そういうものを指を差して、ちょっと簡単な英語とか中国語とか書いてあつて、何があつたのかというのが、単なる身振

り手振りではなくて、そういう機材といいますが、ボードを使ってこうやり取りを支援する、あるいは直接その交番にいる人間全てが語学に富んでいるというわけにまいませんので、それが十分でない場合は本部の通訳センター等と連携して3者通話のような形をしたりして、仮にその現場対応に当たる人間が十分な語学力がない場合であっても、組織的な対応をするといったようなことで、訪日外国人の増加に対しては対応している、そんな状況でございます。

○高島和男委員 確かに自発的にというのはなかなかやっぱり難しい、そしてまた時間的な余裕というの厳しいものがあると思いますので。

ただ、先ほど申し上げたような場所というのは公の空間であって、また外国人の皆様方も困って来るわけですから、それにきちんとした対応ができるかできないかというのは、やっぱり本県の何といいますか、その後々の評価にもつながっていくと思いますので、今おっしゃったようなボードであったりとか、通訳センターを介してだとかいうのを、きちりとやっぱり徹底をしていただきたいし、先ほどおっしゃっていたように、ただ単に街中、中心市街地だけじゃなくて、県下の主要な地域にはそこいらもまた徹底をしていただくように、ぜひ要望しておきたいと思います。

以上です。

○前田憲秀委員 私も、今高島先生が言われたところをお尋ねしようと思うんですけど、最初に刑事部長から御説明があったその研修というのは、希望者を募って選択をするんですか、それとももう指名制なんですか、ここをちょっとお尋ねしたい。

○池部刑事部長 海外の語学研修につきまし

ては、原則としましては部内通訳要員として、まあ台湾の場合は当然中国語、いわゆる北京語の技能を有する者を募りまして、その中から選抜をして1名、台湾文化大学の場合は1名、それから今回の高雄の師範大学の場合は2名というふうな形で選考をしているところでございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、何人か希望者がいらっしゃるということなんですね。

○池部刑事部長 希望者は複数おります。

○前田憲秀委員 先ほど高島先生が言われたのも、私も全く同感なんですけど、道案内的な易しく触れる部分は、先ほどのボードあたりでもいいかと思うんですけど、例えば犯罪に近いといえますか、語学がわからないという危険性を有する人に対応するという準備も必要のかなと思うんですね、将来的にですね。ですから、そういった部分もやっぱり必要な部分あるかと思うんで、ほかの予算とのバランスも必要かと思うんですけど、先ほど2019年のワールドカップまた世界女子ハンド、オリンピックということも言われましたので、これから本当、外国人が今まで以上にやはり熊本にも来る、また今までに想像し得ないやっぱり犯罪というかそういうのも起こり得る、そういった部分ではぜひ積極的にこういった研修、希望者がいれば積極的にそういう希望者の希望にかなうような環境づくりというのは、ぜひ念頭に置いていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○黒川警務部長 研修等につきましては、今回は県の予算ということで県予算の分を上げておりますけれども、これ以外にも国のほうになりますけれども、警察大学校に国際警察センターというところがございまして、ここで日本全国の警察官を集めまして、専門的な

語学の研修も行っております。これも、どちらかというと専門的な、あるいは1年、2年長期にわたって研修をさせて語学を身につけさせるというものでありますが、この予算案以外にもそういった取り組みも国のほうで行われており、熊本県からも今も何人も東京のほうで研修を受けているという実態もございます。

また、予算が必ずしもつかないものでも、部内のその教養資料といいますか、配付資料なんかにワンポイントレッスンですとか、そういったものも掲載して、語学を全ての職員が積極的に自発的に学べるような環境づくりといいますか、そういったことにも、まだまだ不十分な面もあるかもしれませんが、組織的にも対応に努めておるといった状況でございます。

今後とも可能な限り、そういった取り組みを組織で進めていきたいというふうに考えております。

○松岡会計課長 会計課長です。

今の部長のに補足しまして、来年度の予算要求で語学基礎教養というので76万ほどお願いをしております。これは、現場警察官向けの語学の基礎研修で、国内でやるやつであります。通年で、前後各4カ月間を週1回予定で、外国人観光客の対応をする現場の警察官15名程度ですけども、そういう教養、英語と韓国語ですけども、そういう教養も今回お願いしているところでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点だけ、いいでしょうか。

○内野幸喜委員長 はい。

○前田憲秀委員 先ほど小杉委員も少し指摘をされたんですけど、7ページの本部長も最

初の御説明で言われました「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ安心実現事業なんですけども、この訪問声かけ指導員というのは、大体どれぐらいの方が予定をしているんでしょうか、まずここら辺をちょっと。

○佐藤生活安全部長 今回の事業で、「まち」と「ひと」を守る訪問声かけ隊というのを組織する予定にしております。これにつきましては、警察OBの非常勤職員を6名、それから民間事業者、委託ですけども、18名を予定しております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

これは、例えばエリアといいますか、カバーできるのはどんなイメージをしておけばよろしいんですか。

○佐藤生活安全部長 基本的には、県下全域をカバーするというふうに考えております。

○前田憲秀委員 わかりました。

じゃあ、最初はやはりこちらで計画を立てて、ずうっと県内くまなく訪問活動をという感じでよろしいんですかね。

○佐藤生活安全部長 やはり目的が高齢者の方の犯罪被害防止あるいは交通死傷事故防止ということですので、その治安の状況等を見まして、やはり被害の多い地域あるいは交通事故の多い地域等を分析いたしまして、そういったところを重点的に進めていくというような考え方でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

しっかりやっぱり進めていく中で、またいろんな意見とか要望なんかも出てくると思いますので、そういったほうもしっかり工面していただいてやっていただきたいと思います。

それと、1,280万という予算ですけど、なかなかこれもほかのとのバランスあるんですけど、もっともっとうこういうのは確保していただいてもいいのかなと思いますけど、そこもしっかり実績も踏まえてかち取っていただきたいなと思っています。

以上です。

○小杉直委員 関連質問でよかですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○小杉直委員 さっき、えらいかっこよか締め方をしたばってんが、委員長からアドバイスを受けて、追加質問がありました。

今、前田委員と関連質問ですが、前はもうこれだけ忙しい中にここまでの、まあ表現は別としてサービスせなんだろうか、行政の仕事じゃなからうかなと気にしたわけですが、これをやるということにもなるわけですが、全国初ということをおっしゃっておたのですが、そういう全国初でやるというその何といたしますかね、理由といたしますか意気込みというとは、佐藤部長はどういうふうにお考えですか。

○佐藤生活安全部長 高齢者の方の安全確保というのが大きなねらいで取り組みをやっていくわけですが、従来、高齢者の方の犯罪抑止対策でありますと生活安全部、高齢者の方の交通死傷事故防止となりますと交通部ということで、従来もそれぞれ予算等を取りまして事業としてやってきたわけですが、やはり高齢者の方に対して訪問活動等、交通部も行く生安部も行くというような二元的な取り組み、言うなれば縦割り行政というような弊害もございますので、今回これを一体として、訪問するのは高齢者の方ですが、行った先で特殊詐欺の被害防止をしますし、交通事故防止の話も

するというので効率的に進めていく。

そういう面で、全国ではそれぞれの部門での事業というのはあります。しかし、こういう形で一体となって生安部それから交通部が一体としてやるのは全国で初めてということですので、ぜひ連携という形でそれぞれのセクト主義を廃して、県警の総合力を発揮して高齢者の安全を確保していきたいという考えでおります。

○小杉直委員 おっしゃるごて、組織の総合力の発揮ですたいな。よう頑張りなはっです。はい、わかりました。ありがとうございます。

○荒木章博委員 ちょっと、さっきのところにも関連して話をしようと思うんですけどもね。外国人に対応する熊本の取り組み、これは警視庁、警察庁挙げて全国津々浦々に今から大きな動きがあるやに聞いております。

そういった中で熊本県は、今のところボードをいろいろ使って、私もちょっとボードがどんなものかなと見せてもらったんですけども、非常によくできていて、ああ、これは割とわかりやすいなというような感じをしたところでは。

そういった中で、この交番、駐在所というのがかなり、いろんなところの窓口になってくるということで、そういうのもフル活用していくということなんですけれども、今回、交番、駐在所のこの8ページにも予算が計上してありますけれども、一番下ですけど、(3)番。これは、駐在所の機能強化は交番相談員報酬等で書いてありますので、やっぱり警察官だけで対応されるのか、OBだけで対応されるのか、また違った形で対応されるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○佐藤生活安全部長 現在、交番には交番相

談員76人を配置をしております。54の交番に配置をしているところでもあります。

こちらの交番相談員によりまして、例えば警察官が交番から街頭にパトロール等が出たといった場合、いわゆる空き交番になりますので、それを補完するために外部から相談ですとか、あるいは届け出等をされた場合に支援をしていくというようなことで配置をしているところでもあります。

駐在所につきましては奥さんが、配偶者の方が一緒に生活をされて、警察官の補完等も行っていくというようなことをやっておりますので、交番につきましては相談員がその分を行っていくというような態勢でやっております。

○荒木章博委員 私がちょっと仄聞したところによると、自衛隊の方を今後そういう関連のところ採用されるというお考えはないんですね。もう警察官OBだけということで認識していいんですか。

○佐藤生活安全部長 今回の段階では、警察官OBということでは承知しております。

○荒木章博委員 じゃ、もう将来自衛官を含めたそういうのは今のところ考えてないという認識でいいわけですね。

○佐藤生活安全部長 現段階では、そのように考えております。

○荒木章博委員 はい、わかりました。
では、引き続き。

○内野幸喜委員長 はい。

○荒木章博委員 それと、今台湾のほうに1カ月間の研修にやられるということと、モンタナのほうにも研修をやられるということ

で、私も本会議で話をして、いろいろ県警の取り組みあたりも聞かせていただいたんですけども、3,500人職員いらっしゃいますけれども、今実際語学をある程度、少しはできる、いろいろ段階があると思うんですけども、そういう方たちは大体どのくらいいらっしゃるかなと思ひまして。

○池部刑事課部長 刑事部です。

刑事部が通訳センターを所管しているということで、その通訳センターに登録された部内の要員という数しかちょっとわかりませんが、現時点におきましては、通訳センターというのは、ある程度高度な通訳の能力を有するということになるんですけども、15言語の112人、これは警察官それから一般職員も含めまして、計112人がこの通訳センターに登録をされております。

そのほかにも、登録されている人以外でも、留学の経験者とか、そういった語学を勉強しているとかいう職員もいるのではないかと思います。

○荒木章博委員 部長ありがとうございます。

そういう方たちも実際いらっしゃるし、今後そういう方たちをうまく活用されてされるんだというふうに思っております。

そして次に、外国人犯罪が9ページのところに、外国人犯罪に対する対策費と計上されておりますけれども、これはいかに水際で、今、覚醒剤が、清原選手や代議士の秘書やら、いろんな問題が今クローズアップされて、覚醒剤が暴力団とのつながりということで、大きくクローズアップをされております。

そういった中で、先般、私はビデオを撮っておったんですけど、警察犬の活用というのが非常に全国的に水際でとめていくということで、もちろん第一関門は国際空港のあると

ころ、その次は地方の空港。そんなことで一つ一つそういうところにも、——この前は野球選手が何かですね、鉄砲の弾ですか、持っていたということで摘発をされているようなんですけれども、そういった新幹線を利用したり高速道路を利用したり一般道、そして空港、窓口に対する対応の仕方、警察犬というのが非常に、麻薬とか覚醒剤についてはかなり実績を上げているということなんですけど、今の熊本県のそういう対策についての警察犬とかそういう、警察犬だけでなく、いろんなものがあるでしょうけれども、摘発するのにはですね。そういうところのものは何匹ぐらいいて、何に対応できるのか、そのところをちょっと。これは警備部のほうですかね。

○池部刑事部長 刑事部でございます。

熊本県警の警察犬の制度というのは2本立てでありまして、1つは県警が所有する警察犬による直轄警察犬制度、それから民間の嘱託警察犬、民間で訓練をしている、いろんな犬種がいるんですけれども、これを警察犬として嘱託をする嘱託警察犬制度という2本立てでっております。

全国的には、この2本立てしているところは半数ぐらいで、どちらかというと嘱託警察犬制度のほうが多いというのが実態でございます。

本県につきましては、現在、直轄警察犬は3頭、飼育、訓練をいたしております。そのほか本年度の嘱託警察犬としましては、警察犬を20頭、それから指導士を8人委嘱をして運用をいたしております。

あと、今委員がおっしゃいましたような麻薬犬とか爆発物探知犬というものについては、現在のところ熊本県警としては保有をいたしておりません。

あと入管とか税関においては、そういった麻薬犬等の保有があるのかもしれないけ

ど、ちょっとそこは私詳しくは承知をしておりません。

この嘱託犬制度につきましては毎年度嘱託ということで、1年に1度、警察嘱託犬の審査会を実施をいたしまして、足跡追求、銃器選別それから捜索・救助と3種目の種類ごとに審査をして、それに合格した犬が翌年度の嘱託犬として委嘱をされるという制度でやっております。

○荒木章博委員 わかりました。

僕も警察犬何とか会員とって、年間登録で過去には入っていたんですけども、やっぱりこの麻薬を探知する犬というのは熊本県にはいないということなんですけど、こういうのはやっぱり九州でもどうなんですかね。わからなければいいんですけども、九州では何県ぐらい配置されているんでしょうかね。

○池部刑事部長 手元にちょっと詳しい数字がありませんというか、承知しないんですけども、九州、大きい警視庁とか大阪ですね、そういったところは当然、爆発物を見つけるあるいは薬物を見つける、あるいは警備犬と言われますけれども、そういったものも保有しているというふうには聞いております。

○荒木章博委員 わかりました。

これはいたがいいのか、いないほうがいいのか、またそういうのを飼育するのも大変難しい問題もあるかと思うんですけども、将来においてやっぱりこういうところも少しずつ——摘発がいろんなところであっておりますし、先般は何か船の上で何百億の摘発がされたというふうに、こういう海外が日本を、やっぱりこの数倍のお金で清原なんか買っていたということで、こういうのが徹底的なですね、この前も摘発されたんですけど、1日前にはやめるとかね。そういう何かおかしい

ようなこともありましたけれどもね、やっぱりこういう摘発はきちんと徹底的にですね、暴力団とつながるわけですから、やっぱり摘発をしていただきたいなと思っております。

もう一つは、2ページの一般管理費で、女性の視点から見た、一層反映した警察運営費ということで、研修講師とかそういうことで取り組んでおられますけど、ここあたりを一つ聞かせていただきたいということと、もう1つ、警察官の増員に関しては、この前、飛行場で警務部長も、警視庁を回られた後、増員に努力をされたと聞いておりましたけれども、その後どういうふうな人員に当たったのか、ふえたのか。そこあたりも、ちょっとお尋ねしたいと思います。2点をですね。

○黒川警務部長 お尋ねのまず第1点目、女性の視点を一層反映した警察運営費に関してでございますが、現在、警察官といたしましては約3,000名の警察官のうち女性が6%強、200名弱の女性がおります。

そうした中で、まずは施設的な面で、例えば女性の着替える場所ですとか、あるいは仮眠室、こういったものが警察署あるいは交番に全てそろっているかというところではないと。特に交番なんかでは男女どもの更衣室あるいは仮眠室がそろっているところは、極めて数が限られております。

そういった中で今回予算をお願いしておりますけれども、一步一步ではございますけれども、施設的なものを改善していくことで、より女性が働きやすい職場をつくっていくといったハード的なもの、あるいは、この2ページにも臨時託児室開設費とございますけれども、これは当然一般職員も含めてですが、育児休暇を取った人、あるいは育児休暇明け、そして短時間勤務を希望されるような職員が安心して働けるようなソフト面といえますか制度面、さまざまな制度改革していかねばいけませんけれども、そういったもの

を、ソフト面を改善していくような取り組みも進めなければいけません。そして、なお、より重要だと考えておりますのは、この2ページの3の(1)であります。研修会講師謝金とございますけれども、やはりどうしても警察というのは業務の性格上やはり男性というか力仕事といえますか、悪に対峙するという意味では、どうしても男社会と言われるような部分が多い中で、非常にこの女性警察官、少数派で苦勞しながら頑張っていく、そういう中で男性職員も女性職員もこの男女共同参画あるいは女性がますます活躍する組織というものへの意識改革をしていかなければいけない、ソフトとハードとその意識改革、これらを全て並行的に進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、それに関して必要な予算を今回計上させていただいたところでございます。

それから第2番目のお尋ねの増員の関係でございますけれども、今回、先ほど林警務課長から説明を申し上げましたけれども、熊本県警察官職員定数条例の一部を改正する条例の案を今回条例案を提出させていただいております。ここがございますとおり、現在、条例上の定数3,079人でございますけれども、来年度からはこれに13人をプラスいたしまして3,092人にしたく考えております。いわば、この13人分が今回の陳情といえますか、お願いで、先生方の御支援もあり、いただいた配分数というところでございます。

そして、なおこの13人の、予定どおり進めば、この4月からの配置先でございますけれども、1つはやはり人身安全関連事案、DV、ストーカーの対応ということで、こういったものの取り扱いが多い警察署の生活安全部門等への配置を考えております。

それから、もう一つやっぱり振り込め詐欺対策、これをしっかりやっていかなければいけないということで、これの増員もいただいております。これにつきましては、警察本部

の捜査第二課が捜査の主管課でございますので、この警察本部捜査二課の捜査班を強化する人員としても充てております。

その2つの種別で13人の増員をいただいたところでありますので、この条例案をお認めいただきました暁には、しっかりとした人員配置をして治安の維持に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○荒木章博委員 女性の視点を反映した県警の運営ということですね。非常に意識改革をして、1割にも満たないんですけども、女性警察官の役割また育児とかそういうのも、託児所とかそういうのは、やっぱり特別そういうのは要ると思うんですけども、そういったのも取り組んでいかれるということと、また警察増員にも13名という一つの御努力をされて、もちろん議会もそうなんですけれども、担当課、部のほうで取り組まれたということに、やっぱり厚く感謝を申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。

なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

ここで、5分間の休憩を取らせていただきたいと思います。

午後2時10分休憩

午後2時16分開議

○内野幸喜委員長 それでは、引き続き教育委員会に係る質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 6ページ、就学支援金交付等事業の説明をいただいたんですが、これがあるから前年度と比較して今年度は予算が大きく膨らんでいますよという話だったと思い

ますが、これは、この支援金をもらう方は非常にうれしいのはうれしいだろうと思いますけど、だんだんこう、1年生だったのが2年生それから3年生ということで、財政的な負担というのもふえてきますよね。ですから、この給付金事業で経費もその分ふえてくるといわけですね、扱いが。この辺の給付金のメリットとデメリットというか、今後県として課題だなと考えているところ、そういったところをちょっとお話をいただきたいと思

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

就学支援金につきましては、実際に給付する額につきましては100%国庫から受け入れているところでございます。昨年度が約1万9,000人で、現在の1年生、2年生合わせまして1万9,399人と見込んでいまして、来年度、約9,000人ほどの増という形で予算を計上いたしているところでございます。

ただいま委員からも御指摘がございましたとおり、実際、学校現場では所得を確認したりとかいう作業がございます。その点については事務費も合わせていただいておりますが、現実的には全学校に事務をするための臨時職員を配置することができていない状況でございますので、そのあたりについてはできれば拡充をという話は機会を捉えて伝えているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 支援金をもらう方は非常にうれしいだろうし助かるとは思いますけど、その分、県の事務量というものがふえるので、このあたりはどこかの時点できちっと、やっぱり国に対しても、我々も含めて意見を言っていたほうがいいのかなというふうに思います。

続けていいですか、さっきのやり方でよか

ですかね。

○内野幸喜委員長 はい。

○溝口幸治委員 社会教育課の9ページと10ページのところで未来塾の話がありまして、未来塾は私も内容をよく把握しているんですが、この10ページの新規事業で上がっている、学校を核とした地域の教育力強化事業、これは何か意外と未来塾と似たような事業なんじゃないかなというふうに思ったんですが、その違いとこの新規事業のねらいをちょっと御説明いただきたいと思います。

○河村社会教育課長 10ページに掲載させていただいております(8)の新規事業でございます。これは御説明のときも、組みかえという表現をさせていただきました。本年度までは社会教育課で寺子屋事業というものを行っておりました。未来塾もそうですし、放課後子ども教室また学校支援地域本部など、学校と地域がつながる事業をコーディネーターという県内に3人配置して、啓発とか周知を行っていくという寺子屋事業というのを27年やっておったものを、いわゆる組みかえをして行っております。

何と何の組みかえかという、その寺子屋事業ともう一つは学校支援地域本部事業というものを、これは国からの補助事業でございますが、この国からの補助事業の3分の1負担、県及び市なんですが、それと寺子屋事業を合体させて、(8)ができております。

メリット、デメリットでございます。まず1つは、寺子屋事業に関しましては100%県費で行っていたところでございます。コーディネーターの件費が主なものでございますが、それを国からの補助事業の中に組み込むということで、いわゆる県の負担分が浮くと、国と市町村が3分の1を負担するということなので、まず1つ件費を少し浮かせる

ことができたというのがあります。

また、浮かした分だけ少し余裕があるというところも踏まえて、実はコーディネーター3人と、先ほど27年度申しておりましたが、28年度は2人ふやして5人ということで、県内をきめ細やかに未来塾、放課後子ども教室そして支援本部を、できるだけ多くの学校をやっていただけるような周知啓発を行っていく、そういった事業が(8)の主な事業でございます。その未来塾は、お金的には一部ではございませんが、その周知の先にある事業として未来塾というのがあるというものでございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。続けていいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○溝口幸治委員 済みません、12ページの文化課。4番の文化財保護管理費、ここの(4)番の、装飾古墳館の管理運営、それから(5)番の鞠智城関係経費の鞠智城の管理運営。この管理運営の金額とは、どれぐらいなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○手島文化課長 管理運営につきましては、装飾古墳館につきましては3,700万円ほど、それから鞠智城の管理運営費といたしましては2,700万円ほどが管理運営費でございます。

○溝口幸治委員 何で私この質問をしたかという、文化財の保存管理費で2億1,000万ちょっとありますよね、ここ上がっていて、そのうちの1億ぐらいが装飾古墳と鞠智城なんですよね。この前の荒木先生の文化の話だとか、それぞれ地域には文化財とかあって、それぞれを守っていこうというときに、保存管理していこうというときに非常に、2億ぐ

らいしかない予算の1億がこの装飾古墳と鞠智城に充てられるというのは大分大きいなというふう感じたので、この辺はどういうふうに整理をしていくのか。もちろん鞠智城は国営公園化を目指しているの、その予算を削れという意味じゃないんですけど、やっぱり必要最小限の予算をつけていくとしても、この割合的には非常に多いなというふう感じるんですけど、どうでしょうか。

○手島文化課長 今お尋ねでございますけども、装飾古墳館それから温故創生館、かなり県の博物館として施設も運営しているところがございます。それに伴います管理運営費。

それから装飾古墳館につきましては、肥後古代の森という形で広範囲のエリアを管理させていただいている関係がございますもんですから、どうしてもちょっと経費的には、見た形では大きくなっております。

また鞠智城につきましては、特別史跡の指定を目指してという形でも取り組みを進めているところでございます。ただ、県下全域につきましては日本遺産、そういった取り組みで、ほかの地域について文化財の保存活用、それに向けてもしっかり取り組んでいきたいというふうにお考えのところがございます。

○溝口幸治委員 まだまだ守るべき文化財それから活用していく文化財がたくさんありますので、県内には、そのバランス感覚をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

最後いいですか、続けて。

○内野幸喜委員長 はい、続けて。

○溝口幸治委員 済みません。先ほどICT機器の話もしましたが、今回もその義務教育課とかでもリースに変えたりとかいうこと

で上がってたりします——教育政策課か、上がってたりして、ICTに一生懸命取り組んでいる学校が幾つかありますよね。そういうところを視察なんかに行って、ああ、なるほどな本当にいい教育をやっているなと思いますが、もうあれ始まって、あの子たちが中学生に上がり、そして高校生に上がりということで、その小学校と中学校の連携がどうなのか。さらには今、高校生にその子たちになっているんですよね。きょう高校教育課の予算を見てみても、なかなかそのICT機器のうんぬんかんぬんという予算はないんですが、最近よく聞くのが、いやこれからは高校で、どうそのICTを活用するかというのは非常に大事なんだという話も、よく聞きます。子供たちも小学校、中学校でやってきて、高校へ行くと全くその世界に触れないというような状況も現実としてありますので、その辺の義務教育から高校に移るときの連携というか、今後どういう方針でやっていこうというふうにお考えなのか。これは教育政策課。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

先生おっしゃいますとおり、ICTに関しましては、特に先生の地元であります山江とか人吉のほうでも非常に熱心に取り組んでいただいております。特に高森のほうでも早くから取り組んでいただいて、電子黒板から始まって、その後、先生たちのスキルアップとあわせて、子供たちにタブレットを持たせて授業に取り組むということが、もうあちこちで行われております。

そういう動きを実は我々としても、ぜひ高校にも持っていきたいというふうなことは考えております。

これはまだ、今後また肉づけ予算とかでも、そういったところの動きについては、また議会の先生たちの理解を求めながらやって

いこうと思っておりますけれども、基本的な考え方としますれば、やはり、今、小学校、中学校でせっかくこう子供たちがスキルを上げて学んできておりますので、その動きをぜひ高校につなげていくような形の連携を、これは私どもとあと高校教育課あたりも連携しながら、各学校には一応いろいろパソコンは高校にもありますので、産業教育にしろ私どもで整備しているパソコンもありますので、そういった機器整備とあわせて、いかにソフト的なつながりもつくっていくかということも含めて、またちょっと今後検討していく中でいろいろ議会の先生方にも御相談させていただきたいと思っております。認識としては持っております。ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 いいですか、溝口委員。

○溝口幸治委員 私もずっとこれ、いろんなところへ視察へ行って見てきて、もちろん機器の整備というのも大事なんです。今ソフトという表現をされましたけれども、まさにこれ、どうやって使って教えるかという先生のスキルというのが非常に大事で、どこの学校へ行っても先進的なところは、機械がすばらしいんじゃないかと教える先生がすばらしいですね。そういう意味では、高校の先生たちがどれだけここに興味を持っていただくか、あるいはもっとこうわかりやすい授業をやるためにそれを活用していただくかということで、高校の先生たちのスキルアップ、認識というのが大事になってくると思いますので、その辺はしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、越猪課長、何かありますか。今取り組まれていることとか今後考えていらっしゃるということのが高校教育課の中であるのか、それとも全部教育政策課がそれを管轄するのか、そこも含めてちょっと整理をしていただきたい。

○越猪高校課長 高校教育課でございます。

ICTの活用につきましては、まず教育政策課が主管課ということで、全体的な制度設計あたりをしていただいているところでございますが、高校生につきましては、例えば中高一貫校で、中学校でそういうアプリケーションを使った授業等をやっておりますが、それを高校のほうで試験的に実際、先生方が授業中使われているという、もう現状はございます。ただし、限られた学校ですので、その学校での成果をほかの学校に普及させていくということが一つだろうというふうに思っております。

それと、もう一つの課題としましては、高校生がもうみずからさまざまなツールを使って学習をしているという現状がございます。これは小学校、中学校からいろんな機材を使ってやっているというその延長でございますが、そういうICTを使った学習方法に対して、高校の先生たちがどういうふうにかかわっていくのか、そういうソフトを使ってどういう学びの形があるのかということも、あわせて検討させていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 やはり溝口先生とも重なる部分をちょっと御質問したいんですけど、10ページの先ほどの新規事業のところ。学校を核とした地域の教育力強化事業ということで、もう少し詳しく、どんなことが考えられるでもいいんで、もう一回御説明いただいでよろしいですか。

○河村社会教育課長 (8)についてでございます。

基本としては、繰り返しになりますが、本

年で単県100%県費で行っている寺子屋事業ですね、寺子屋プランナーと呼ばれる方が、1校でも多く学校支援の取り組みを広めるということでございます。これは3年の終期ということでございまして、実は本年度が3年ということで終わりに来ておりまして、新たな施策を考える必要がございました。

その中で、実は国のほうの動きとしては、こういった寺子屋プランナーのような、県内を広範囲に、いわゆる市町村をまたいで周知啓発を行っていくということ、実は熊本県が非常に先進的な事例であるということ、実は文科省のほうも考えておりまして、文科省のほうも28年度の予算編成の際に、学校支援本部事業という中で、実はそういった市町村またぎのコーディネーターというのは実は制度上なかったんですが、熊本の先進事例を取り入れようということで、文科省の28年度予算からメニューの一部変更ということで、こういった市町村またぎのコーディネーターというものを文科省が要求をしております。

といったこともございまして、そういった熊本を受けた文科省の動き、それに我々も連動する形でこの寺子屋プランナーというものを、ちょうど見直しの機会がございましたので、予算の経費節減と、またそれに関しましてよりきめ細やかな対応を、人をふやして、実は天草地域なんかはどうしても、物理的にも遠いというところがございまして、コーディネーターが回るにしてもやはり制約ございました。

また、玉名地方のほうは、学校はある程度あるんですが、まだまだそういった学校と地域の連携の取り組みが進んでいないというところ、実はここはなかなか、もう1人をふやしてきめ細やかにやりたいなと思いつつも予算の関係上できなかつたところはあるんですが、そこを人をふやして、そういったまだできていないところをもっともっと進めたいところに手厚くできるということで組

みかえを行って、国の事業の中に寺子屋事業を入れる形で、(8)に関しましては新規ということで今回計上させていただいている次第でございます。

○前田憲秀委員 済みません、私もなかなかちょっと勉強不足で、このことでどうなるのかというのを、まず一言でお示しいただきたいなと思うんですけど。

例えば、郡部の高校生が、後でちょっと触れるんですけど、定数割れの志願者で少ないと。地域に魅力を持って、我が地域の高校に通ってもらいたいということなんかも考えられるんですかね、この一環の中で。

○河村社会教育課長 基本的には、いわゆる小中のような学校と地域と子供、保護者が密接なかかわりを持っている、そういったエリアというか学校区みたいなところを中心とした施策でございまして、そういった小中の学校に来れば地元の人がボランティアで入ることによって先生の負担軽減にもなるし、地域の方々、住民の地域活性化にもなるというような、こういった小中のような、いわゆる密度の濃いエリアをいかに地域連携、学校と地域の連携を進めていくか、それをコーディネーターが担うというような事業でございまして。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。少し私が思っている方向性とは違うのかもしれないんですけど、なぜそのことを取り上げたかという、今まで郡部の首長さんとか教育関係者の方といろいろ懇談をする中で、今回一般質問の中でも、高校再編計画は一旦、教育長がもう3月で一旦終わりますと、次は次でまたしつかり、また議論が始まるということだったんですけど、やはり現場の首長さん、特に首長さんあたりは地元の高校の生徒、先週1.06倍だったですかね、志願者数

は。そんな中でも半数だとか半数以下だという志願のところもあって、そこがなくなるともう地域創生もあったもんじゃないというお話だったんですね。どうやって地域でその高校、子供たち、学生をしっかりと守っていくかというのは、本当いろいろ悩んでおられたんですね。

そういったところと直接は、今の御説明でいうと関係ないのかもしれないんですけど、そんな中で話があったのが、例えば島根県の隠岐島の海士町の島前高校ですか、もう皆さんもちろん御存じだと思うんですけど、島なんですよ。基本的にはみんな外に出ていくのに、先ほどあった指導者の方、またいろいろな体験学習も含めて、今、島外から人を集めて、しっかり結果も出ていると。早稲田大学、慶応大学に合格者もいるし、国公立にも就職率も100%。そういう何かヒントになるようなものを、今この新規事業も含めてできないものなのかなと、きょうも最後1問だけ、このことだけを質問させていただきたいなと思ったんですけど、もし管轄が違うのであれば、どなたかそういった取り組み、こういう事例がありますみたいなのはございますか。

○手島政策監 高校整備推進室でございます。

委員御指摘のとおり、今年度の出願状況等も見まして、地域の学校によってはなかなか定員を満たしていないような状況もあります。ただ、きょうまでが出願の差しかえもできるような状況もあっておりますので、最終的なものを見て判断は必要かとは思っておりますが、私どものほうで魅力創造発信事業というものを、これまで2年間にわたって取り組んできたところでございます。この中では、各学校ごとに地域の活性化のための組織を立ち上げておまして、地域の方々とどうやったらその生徒さんがその学校の魅力を感じ

て入っていただけるかということに知恵を出し合っておりますし、また、いろんな予算を使って、PR用のポスターやチラシ、また地域ではケーブルネットワークのテレビや、あと地域FM等もございますので、その中でコマーシャルを流したり、また地元の自治体の御協力を得ながら、地域の回覧板の中でチラシあたりを回したりというような地道な努力を今続けているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

先ほど紹介した海士町、隠岐島の件は、もう20人を切るくらい生徒数になりかけて、もちろん母校もなくなるというところから、教育委員会、先生さまさまその自治体の関係者の方が話し合っ、今もう100人ぐらいの定員で2クラスが成り立っているという話でした。

そういう事例も踏まえて、熊本県でも似たような角度で、この地域に何で生徒が集まるんだらうというような、未来のある、魅力のあるそういう施策もぜひやっぱりやっていきたいなというふうに、私もいろんなお話を聞いて感じました。地元の首長さんを含め地域の地域の方々も、やっぱりそこは本当に深刻に悩んでおられます。

ですから、このことだけは地方創生、本当にこれは大事なことですけど、やっぱり細かく意見を聞き相談に乗ってあげないと、なかなか一くくりでは難しいなというのは本当感じていますんで、先ほど御質問したこの新規事業が、なかなかそれにはまらないのであれば、そういう角度でどう持っていけるかということも、全庁的に教育委員会でしっかり議論をしていただきたいなと思っております。

○田崎教育長 ありがとうございます。いろいろと御意見をいただきました。

我々も島前高校についてもこれまで視察と

いいですか、調べたりもしております。今御案内のとおり、いわゆる首都圏から人を呼んで今再生しているというような学校というふうに聞いております。

我々も今一生懸命、各それぞれの、例えば定員を割っている学校、高森高校であるとか小国高校であるとか矢部高校であるとか甲佐高校であるとか、それぞれの高校、それぞれの地域の町が一生懸命になって今、学校と一体になって、活性化といいますか、どうしていくかということを考えていただいております。そういう中では、いろいろアンケートをしたり、寮までいろいろ考えようとか、あるいは芦北高校あたりでは、いろんな高校生の、いろんな学校徴収金みたいなものとか奨学金みたいなものも出そうとか、そういうことを考えていただいているところです。

我々としても、先ほどのそれぞれの魅力創造事業も活用しながら、地域の自治体と一緒に、何とかそれぞれの学校がその地域で、これからも頑張っていけるように、しっかりと応援してといいますか、一緒になってやっていきたいと思っております。

○前田憲秀委員 教育長、ありがとうございます。

海士町のことばかり紹介であれですけど、高校選びの新しい選択肢ということで、一人一人の夢を育む島留学という、県のホームページ、町のホームページでも紹介をしているんですよね、全国から募集しますということで。学力は大事だけでも、高校時代に身につけてほしいことは、それだけじゃないと、もういろんなキャッチフレーズがあって、なかなか共感できるんですよね。だから、その熊本版みたいなのはいっぱいあるんじゃないかなと思っておりますので、私もしっかりとまた勉強していきたいと思っておりますので、全庁的に、ぜひ検討していただければと思います。

要望で終わります。

○荒木章博委員 今、前田委員からも話があったように、海士町というのは去年11月、FDAのチャーター便を私たち飛ばして、1時間だったかな海士町のほうに行ってきたんですね。御案内のとおり後鳥羽上皇が流された土地で、今の天皇陛下も皇太子のときにお参りをされたりとか非常に歴史があり文化があるところなんですよ。だから、やっぱり町を挙げて、町長が熊本に来て講演をしたりとか、今の総務部長の木村さんと仲よしだしね、非常に歴史、文化を大切にするんですよ。そこに学力というものを入れていくものだから、私も行って非常にそういうところを感じてきたんですね。そして大歓迎を受けて、飛行場から、熊本チャーター便だから2泊3日で帰ってきたんですけど、そういったやっぱり歴史、文化を大事にするところは、どうしても学力も上がっていくということで、私は今の委員のことには同感です。

そういった中で、13ページをちょっと質問します。

ここに県立美術館が40周年を迎えて、いろんな改築をしていくとか、老朽化に対する施設整備とか、そしてまた6番の(1)には、細川コレクションの永青文庫推進事業ということで予算が計上されてありますけれども、県立美術館の入場の推移、細川永青文庫の入場推移はどういうふうな状況ですかね。

○手島文化課長 美術館本館のほうは、残念ながらちょっと今回休館もしておりますので、若干減りぎみです。

議員あと1つお尋ねの永青文庫のほうですが、これは順調に推移しておりますので、ほぼ横ばいかちょっとずつ伸びているような状況でございます。

○荒木章博委員 それで、この老朽化に対す

る改修事業をやられるわけですがけれども、40年をたった今、また新たないろんなやつを、展示とかそういう歴史あるものを計画される考えはないのか。それは、一つは先般、日本遺産関係で球磨・人吉の展示がありました。あれだけすばらしいものがあつたにもかかわらず、人数で勝負するというわけではないんですけど、1万人を切ってしまったということで、私は本当に、私は2度も見に行ったんですよ、すごかったからですね。だから、やっぱりそういう、教育委員会の中に、そういう意識とか文化に対する考え方とか、今、日本遺産に取り組む考え方なんかあるのかなと、僕はちょっと疑問に思うんですよ。その点も含めて、どうですか。

○手島文化課長 美術館におきましては、議員今お話しいただきましたように40周年を迎えるということに当たりまして、開館40周年を記念した大熊本県立美術館展、これは今まで熊本ゆかりの文化、歴史、そういった美術、西洋美術、細川コレクション、そういったものを一堂に会するような展覧会を開催する予定で、これは間もなく美術館のほうから恐らく発表があらうかと思えます。そういったものも企画しているところでございます。

また、日本遺産につきましては、市町村の今動きについて、教育委員会といたしましても地元と一緒にあって取り組んでいくという姿勢でしっかり取り組んでおりますので、そこは今、日本遺産、予算のほうも上げさせていただいておりますけれども、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 失礼ですけど、教育委員会で行かれた方は手を挙げてください、教育委員会で。（挙手する者あり）半分以下ですけど、そういった中で、やっぱり先陣を——先にやっぱりいろいろ見て感動されれば、人に

伝わるわけですよ。最後の追い込みだけで新聞とかテレビとかで出しても、意味がないと思うんですよ。

せっかくそれだけのお金をかけてあれだけの規模でやられるならば、今後も40周年を迎える県立美術館の増改築をやられ、細川コレクションの予算あたりも3,000万ですか、これ3,900万、約4,000万の予算をかけてやるわけですから、県民にやっぱりぜひ周知をやっていただきたいなというふうに思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

引き続き、いいですか。

○内野幸喜委員長 はい。

○荒木章博委員 前半ですから、もう3つぐらい。

1つは2ページですけど、ちょっと感じたんですけど、この対前年の比が5,349万5,000円ということで、これ聞いてみたら、5,000万もかかるというのは県立学校の情報化推進の中でパソコンのリース事業に係る経費ということで計上されているようですけども、これは1億4,700万ですね、経費が。これはどういった形でこれを計上されたのか、ちょっとお尋ねしたい。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

これは先生から御指摘ございましたけど、これは県立学校の先生たちが校務に使うパソコンでございます、実はこれ過年度、平成22年度に国のほうの事業で一括して購入した分でございます。

これを今年度27年度から29年度までの3年間をかけまして、いわゆる購入からリースに切りかえていくというふうなことです、毎年毎年そのリース料が上乘せされていく形になりますので、その分で予算がふえていくというふうな形になります。

○荒木章博委員 それはよくわかるんですけど、古くなったから、22年度に買ったからかえていく、スパンはわかるんですけど、やっぱり計画的にこういうのもやっていかないと、時期が来たからこうだということじゃなくて、1億4,000万もかけてリースにかえていくということなんですけど、やっぱりだから計画的に物事を何でもやっていくべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田村教育政策課長 委員御指摘のとおり、パソコンにつきましても22年度に購入しましたものですから、なかなかソフトで対応できるものとか機械の故障についても、もう部品がなくなったりとかいうふうなことで、そういうふうなところも見極めながら、もう老朽化したものから順次かえていっているということでございますので、そこは財政当局のほうともよく打ち合わせながら、県の理解も得ながら進めているところでございます。

○荒木章博委員 まあ、これだけの予算をかけてどんとやるのではなくて、僕は計画性がある程度あっていいんじゃないかなと思う。だから前年との格差がかなり大きくなっていくということで、今後もそういった取り組みを、今回はもうそうやってされるということですから、やっぱりこういうものとか実際耐久性がある程度ある、20年スパンとか30年スパンとあるものについては、やっぱり県教育委員会としてはどういう形で取り組んでいくかという総合的にそれは計画してやられるというのが筋道だろうと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続き15ページですけど、県立高校魅力創造発信事業ということで、広報予算として760万計上されておりますけど、これはどこに、DVDをつくって、どこにどうやった形

で見せて啓発をされていくのか、ちょっと内容のところを教えてください。

○手島政策監 これにつきましては、各学校単位でDVD等をつくりまして、先ほどもちょっと触れましたが、地元のケーブルネットワーク等、そちらのほうで流しておりましたり、また学校のほうでオープンスクール等で中学生を招いたときにごらんいただいたり、そういうような形でやったり、また中学校に配付したりということで活用させていただいているところでございます。

○荒木章博委員 これは過去に、そういう中学校とかそういう魅力をですね。だから要するに、そこの高校の魅力を中学校の人たちに入學してもらうために発信しているということと理解していいんですか。

○手島政策監 御指摘のとおりでございます。

○荒木章博委員 これは、やっぱり企画力が必要だと思うんですよ。ただ単に、この学校を紹介するビデオでは、これだけの予算をかけてやる必要はない。ある程度のやっぱり企画力で、どんな企画力で生徒を募集するのか、そこの学校のよさがあるのかということを見極めながら発信していると思うんですけど、どなたがこれをやられるんですか。

○手島政策監 制作に当たっては、学校の中で先生方また先ほども御説明しましたとおり活性化委員会、活性化のための組織あたりを立ち上げておりますので、その中でいろいろ御意見をいただきながら制作させていただいているところでございます。

○荒木章博委員 だから、やっぱり固いものも必要かと思うんですけど。例えば、あると

ころは漫画にしたりとか、子供たちのインタビューとか。私はこの前「五輪の書」というのをDVDをつくったんですけど、藤岡弘、さんに頼んでね、格安で。今もう大河ドラマやっているもんだから、今度は忠勝か、やっているもんだから高かったんだけど、やっぱりそれだけで大分、人が見るんですよ。だから、やっぱりそれとこれはちょっと違うけれども、何かやっぱりユニークさを持って生徒募集に、子供たちが中学生やら小学生たちがその学校のよさとか、響きを持って入学に持っていられるかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと21ページですけど、「熊本之心」というのは、あれはRKKだったですかね、私もちょっと見させていただいて非常に役に立ったなということで、あれを改訂版をされて教育委員会取り組んでおられたんですけども、これについての反応ですよ。何か、どうかしたアクションみたいなのが、例えば小学校でこんなことがあったよ、中学校でこんなことがあったよと、あの「熊本之心」を放映したためにこういう効果があったんだよというのとはつかまれていますか。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、テレビ放映をしました後に感想等が寄せられておまして、それを一部御紹介いたしますと、熊本にはすばらしい方がいらして今の熊本があるのだなというふうに感心しましたとか、あるいは熊本県の偉人の功績のおかげで今の住みやすい熊本があるのだなというふうに、感無量に思いましたといった、多くのおほめの言葉と申しますか、こういった声をいただいているところでございます。

○荒木章博委員 そういうおほめの言葉とかいろいろなやつ、そういう感想とかを、それは

教育委員会だけで握っておられるのか、それともそれをいろんな学校に、こういうこの「熊本之心」に対して感想があったんだとか、見らない方たちも、再放送はないんでしょう。再放送がないのであれば、こんな形であったとかというのは、せつかくあれだけの予算をかけてテレビですとずっとやっていたわけですから、そういうところをうまく考えていられる考え——ただ「熊本之心」をやったよかったですと感想を得た、それだけではなくて、それをまた返してやる、広げていくというのはないのかなとちょっと思ってお尋ねしたんです。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。

今、委員御指摘のように、こういった声は各学校にまた教育事務所の指導課長会議等を通して伝えておりますし、今後DVDを、放送したDVDを各学校に配付することにしております。そういったDVDを今後は授業の中で活用していただくということで広めたいというふうに思っています。

以上でございます。

○荒木章博委員 最後になるんですけども、やっぱり一つには、そういうものを学校の授業、道徳とかそういう授業がありますでしょう、その中で放映されたものは、ある程度放映していくと、かなりいいものになっていくんじゃないかなと思うんですけども、教育長に。どういうふうに教育長、活用ですよ、これだけ、「熊本之心」のこれだけ皆さんからすごい「熊本之心」ができ上がり、またDVDができ上がり、テレビ放送があり、やっぱり本当に県民の方たちがこれ感動したという声も大変多く聞くんですよ。

○田崎教育長 ありがとうございます。

今後の活用については先ほど義務教育課長

が申しあげましたけれども、今も「熊本の心」、道徳教育用郷土資料「熊本の心」については、各学校で道徳の時間に活用して授業に生かしているところでもあります。

今後、DVD等が各学校に配付された後は、そういうものも使ってその道徳の時間でさらに活用していきたいと思っております。

御案内のとおり特別の教科、道徳というのが平成30年から小学校に、31年から中学校にも導入されますので、本県では来年度からその前倒しということで、道徳教育に30年を待つのではなくて取り組んでいこうということで、今計画をしております。そういった充実をしていく中に、今回のこういうDVDもしっかり活用していきたいというふうに思っているところでございます。

○荒木章博委員 本会議でも申しあげたと思うんですけども、ことしの9月にリオ大会がリオデジャネイロでありまして、本大会が終了した時点で文化のオリンピックを4年間、日本のオリンピックまでやりなさい、そして地方の都市でそれを取り上げていく、そしてロンドンでは210億の予算をつけて、日本国でも文科大臣、オリ・パラ大臣から、そして総理から、この問題は文化のオリンピックはエンブレムもつくって新たに募集してやっていくというようなことなんでしょうね。

そういった中で「熊本の心」というのが、やっぱり私は熊本の原点であるというふうに、文化の原点であると思うんです。この前、警察音楽隊の周年の音楽祭に私も最後まで、途中帰ろうかなと思ったんですけど、余りよかったもんですから、長崎県警とのコラボですね、大変なあの演奏の努力があったんだなと思います。

こういう音楽とかも通じた文化のオリンピックですから、ぜひこういうのも活用しながら、熊本県の文化事業を立ち上げ、大きく上げていただきたいなというふうに思いますの

で、この「熊本の心」を中心としたやっぱり「夢チャレ」にもその中に幾つもの事業の中に入ってきていますので、そういうのも積極的に対応していただきたいというふうに、教育長にも重ねてお願いしたいと思います。

最後には、今度は26ページですけれども、全国中学校の体育大会の補助が予算が計上されておりますけれども、これは平成の高校インターハイがあると思うんですけれども、これは何年でしたかね、体育保健課長さん。

○平田体育保健課長 インターハイにつきましては、平成31年でございます。

○荒木章博委員 平成31年ですね。だから2019年ですね。

それで、一つには県の剣道連盟から会場がまだ決まってないということで御指摘をいただいております、そのところはまだ決まなくていいんですかね。

○平田体育保健課長 現在、平成31年の大会につきましては、全国高体連のほうから熊本県を含めます南部九州4県で開催依頼を受けているところでございまして、開催種目並びに会場地はまだ決定しているところではございません。

○荒木章博委員 剣道に限って言いますと、非常に全国でも三冠を取ったり3連覇をしたりということで、ぜひ熊本でこの剣道の場合は開催をし、それだけの熊本県はレベルのトップの人たちが実際にいるわけですから。そういった中で、私ちょっと仄聞したところによると人吉で前回、全中があったときに、宿泊所がなくて宮崎やら鹿児島まで宿泊をしたということで、選手団が朝早くから、4時ごろから起きて大会会場に着くと。だから、そういうシステムについて非常に不満が、宿泊所がないということで意見が出ているようす

けれども、そのホテルとホテルが、その鹿児島のホテルですか、と提携しているからそこで一緒にやったという話も聞きましたけれども、やっぱり総合的に、まあ最低でも30分以内で選手が来れるような態勢をとってやらないと、やっぱり何時間もかけて来るとなると、やっぱり選手の強化についてもやっぱりちょっと、正々堂々と戦わせなければいかぬ大会ですから、そういうところも体育保健課のほうでしっかり考えていただきたいな。今から決められるようですけども、もう私のほうではそういううわさばかり立ってですね。今後、課長、公平にできるだけその辺の状況も、宿泊状況も見ながら開催場所は考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○平田体育保健課長 今後、宿泊所あるいは交通輸送あたりも含めまして、選手の競技運営あるいは選手が力を発揮できるようなスムーズな大会運営ができるように、その大会の準備に当たっては考えていかれるものと思います。

○荒木章博委員 了解しました。
以上です。

○高島和男委員 1点だけお尋ねします。21ページです。

一番下の新規事業で、小中学校における起業体験推進事業ということで先ほど御説明があったんですけども、起業体験の実践的な研究に要する、どうも何回読んでもちょっと私はイメージが湧いてこないんですけども、もうちょっと詳しく御説明していただけますか。

○浦川義務教育課長 具体的には、起業家あるいは経営者の方々を外部講師として招いての講演とか、あるいはその企業を訪問した

り、あるいはその職業調べをしたり、あるいは模擬店舗、例えば地元の高校との連携した新しい商品の開発とか模擬店をつくるとか、そういったさまざまな取り組みをするということを考えております。

○高島和男委員 その予算の額としては余り、少額ですので、小学校、中学校大体どのくらいの数を考えていらっしゃいますか。

○浦川義務教育課長 県内の4市町村で小学校、中学校、今のところ各2校程度を考えております。4校で、1校当たり50万円程度の委託費をとということで考えているところでございます。

○高島和男委員 私もずっと長年インターン生を受け入れておまして、彼らの就職の希望というか、将来どうするのかというような話を聞きますと、大概是公務員が多いんです。最近でこそ、いろいろ報道を見ておますと、若い方がベンチャーでというような風潮が少しずつ出てきているのかなと思います。やっぱり、そういった人たちというのは非常に、そういう学習を受けたわけじゃないんでしょうけれども、たくましい感がどうしてもやっぱそれは否めない。ぜひやっぱり、せっかくこれだけ予算を組んでやるのであれば、将来的にもそういう実際起業をやる、起こすような方々をぜひ育てていただきたいし、また単年度で終わるんじゃなくて、また継続的に熊本から後の何といたしますか、孫さんじゃないですけども、そういった人たちが生まれるような意気込みで、また御指導もしていただきたいと思います。

以上です。

○小杉直委員 時間が大分押しましたので、簡単に。

さっき質問しかけたもんですけん、中途半

端じゃいかぬもんですけんね。

教育長にお尋ねですが、この菊池の学校の先生たちの殺人未遂事件ですたいね。これについては教育長はどういうふうな感想ですかな。

○田崎教育長 ちょっと冒頭も申し上げましたとおり、公立中学校の教員が殺人未遂容疑で逮捕されるというようなことで、私たちは極めて遺憾なことだというふうに思っております。本当に県民の皆様にも申しわけないし、また、その学校の生徒もショックを受けているんだろうと思っております。そういったケアというか、それに学校としても、合志市の教育委員会と一緒にしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

不祥事が続いておりますので、これはもう本当に口を酸っぱくして、何回でもこれは、この不祥事根絶について、さらに現場に周知徹底するように図っていきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 計画性があるとか動機とかは警察が捜査中でしょうけれども、新聞・テレビ情報しかわかりませんが、これは御家族はこの被疑者側にはおるんでしょうかな。被疑者というか、犯人側には御家族。それもわからぬ。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

御家族、親御さんと御兄弟がいらっしゃった……。

○小杉直委員 本人な独身ということではないな。私が何を言いたいかというと、メディアがおらっさんごとならしたばってんが、ついつい警察に事前に相談しておったとか、あれが教育委員会とか学校側の監督責任のよう

な一部の報道があるわけですが、これはもう立派な大人ですけんね、個人の責任ですから、あんまりそれにとられる必要はないなと、報道にとられる必要はないなという気持ちがあつたもんですけんね、あえて質問したわけですが。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第20号、第24号、第27号、第64号から第67号まで及び第76号から第82号までについて一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第20号外13件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号外13件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が1件あつております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

○佐藤生活安全部長 生活安全部です。

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例について、報告をいたします。

熊本県手数料条例等の一部を改正する条例案につきましては、総務常任委員会において御審議していただいておりますので、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例案に係る部分について報告をいたします。

まず、熊本県手数料条例を改正する必要性についてですが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業という新たな営業形態が新設されましたので、これに伴い許可申請等の手数料を新設する必要が生じたものです。

次に、新設される手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、特定遊興飲食店営業許可申請手数料など10項目を定めております。

これらの手数料は、新設された手数料徴収の対象事務であることから、本条例の附則により熊本県収入証紙条例の一部改正も行います。

本条例の施行日につきましては、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例と同じ平成28年6月23日とし、附則により特定遊興飲食店営業の許可申請の受け付け開始日を同年3月23日とします。

以上で報告を終わります。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

そのほかで、委員から何かありませんか。

○小杉直委員 高校教育課長にちょっとお尋ねですが、第一高校に4年ぐらい前から男性の受験者が多くなって、合格して、在校生も多いわけですが、最近の第一高校での男子生徒の入学状況は概略どういうものかということと、あそこは熊本城の敷地と接しておりますので、国、文化庁のほうから立ち退いてほしいという動きがあるのかなのか、その2点について知る限りでお答えください。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

前段部分についてお答えしたいと思います。

第一高校でございますが、4年前から男子生徒が入学をしておるところでございます。現在、1年生が131名、2年生が148名、3年生が101名と、全体で380名ほどの男子生徒が学んでいるところでございます。

学校からの報告によりますと、部活動等非常に活気が出てきて、学校全体に活気が出てきて、いい方向に向かっているというような報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○西川施設課長 施設課でございます。

第一高校の建物は施設課が所管しておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

委員御指摘のとおり、第一高校の敷地なんですけれども、熊本城跡の遺跡群に該当しておりまして、それと一部は熊本城の特別史跡という位置づけでございます。

今の現状でございますが、維持管理上必要な行為、そういったものは今現在でも許されておりまして、施設課としては建物を適正に維持管理しながら学校施設として活用していきたいと、そういうふう考えております。

○小杉直委員 いやいや、国あるいは文化庁

のほうから、移動してほしいという動き、要望があつておるか否やと、この点。

○手島文化課長 文化課でございます。

委員お尋ねの件ですけれども、国それから文化庁のほうからそういった指導がなされているということはございません。現時点は熊本市のほうで、今、熊本城の保存活用計画を見直しているところでございます。その中で特別史跡をどう考えていくか、エリアの考え方の再整理をしているところでございます。内容につきましては、先ほど施設課長が申し上げたような形で第一高校としては考えているところでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○溝口幸治委員 済みません、高校教育課にお尋ねをいたしますが、県立高校における性教育の講演で、露骨な表現や耳を塞ぎたくなるような内容となる講演があつているとの情報もあるわけですが、行き過ぎた内容だという指摘だと思いますけど、私が確認したいのは、高校教育課のほうで、どこの、大体高校ですから高校に権限と責任があるので、いつそういう授業をやられて、講師はどういう人を呼ばれて、内容はどういう内容だというのが1点と、恐らく学習指導要領にのっとつての講演だと思いますが、学習指導要領にのっとつてののかどうかという判断は高校教育課のほうで確認をしているのかどうか、その2点お尋ねをいたします。

○平田体育保健課長 高校教育課ということでございますが、性教育については体育保健課のほうで所管しておりますので、答えさせていただきます。

県立学校での性教育、外部指導者を活用しての性教育の講演会については、体育保健課

のほうで把握をしております、こういった方がどの学校でやっているかということは。

この講演会につきましては、保健学習等の授業を補完する趣旨でやっているところでございます。

現在インターネット等には、性に関する多種多様な情報が氾濫しておりまして、そういった間違つた情報が数多く含まれる中で、正しい知識の習得は不可欠と、そういったことから実施しているところでございます。

現在、学校等から性教育の講演会について、保護者とか学校等からの苦情というのは、本課のほうには上がってきてないところでございます。

また、講演会で使用されている用語につきましては、学習指導要領に基づいて作成されました教科書に載っている用語あたりを使われていると、そういうふうに認識しているところでございます。

○内野幸喜委員長 いいですか。

○溝口幸治委員 そういう答弁が私も来ると思うし、そんな逸脱した行き過ぎたものがあるとは私も思わないんですが、これってやっぱ受け手側が行き過ぎているかどうかというのは判断するし、子供ですからどう親に伝えるのかという難しいところもあるんですが、そこで私からの提案なんですけど、いろいろ講演をされる先生を、いろいろネットとかで検索する、ああ、この人はこっち寄りでこっちだとかいう目で見たりもするんですよ。ですから、できるだけ県の職員の方、知事部局の方とか、あるいはきょう県警もいらっしゃっていますけど、県警のほうではネットとこの性犯罪あるいは性の加害とか今の児童虐待の問題とか、児童虐待でも性的な被害というのが最近は多いと聞いておりますし、非常に県警のほうでもそういうところは把握されていて、高校によっては県警のほう

から来ていただいて講師を務めていただいているパターンも多いと思いますので、できるだけその批判というか疑いをかけられないように、もうちょっと県警と連携をして、そういったところを対応すると、もちろんインターネットによる性犯罪とか性加害の抑止にもなりますし、その辺もうちょっと連携をとっていただいて、県警の皆さん方あるいは知事部局の皆さん方にお出ましをいただく機会をつくっていただくと、これは受け手側ですから、そういう人たちから批判があっても、県としてはこういう講師陣をそろえてますということができると思います。全てがそれができるとは思ってませんので、そこまでは求めませんが、できるだけそういう連携を図っていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員 選挙権年齢が18歳に引き下げられまして、何人かの先生が一般質問で取り上げられたかと思いますが、高校生に対してどのような教材を使ったり、どのような方たちがその講師を務められているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

主権者教育につきましては、国からの教材等を参考にしまして、県のほうでガイドラインをつくって各学校に発出したところでございますが、それを受けまして、あすでございますが、ちょうど各学校の教頭を集めまして、県教育委員会のほうからその内容等について、また研修等についての周知をする予定でございます。

委員お尋ねの主権者教育の取り組みということでございますが、県選挙管理委員会主催の選挙出前授業というものが32校、外部講師による講演、講話が13校、また、その他特色

のある取り組みとしまして、南関町の高校生議会ですとか、18歳選挙権をテーマとした校内のディベート大会、これは鹿本高校でございますが、また主権者教育推進委員会を設置して総合的に学校でどう進めていくかというのを検討している、これは松橋高校でございますが、また生徒、保護者向けの講演会をされたり、卒業していく3年生の生徒に対して校長先生がみずから講演をされるというような取り組みが今進められているところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員 いよいよ7月の参議院選挙からもうこの投票がなされるということで、特に高校生、多感な世代、時代でありますので、やはり先生の思いというのがなかなか、それを真に受けるというか、そこら辺の非常に敏感なところがありますので、ぜひ公平・公正性を生徒たちに伝えていっていただければと思います。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

○高島和男委員 先ほど前田委員から当初予算のときに、高校の入試の倍率の件が触れられまして、それなりに回答を若干いただいて、私も若干補足させて質問をさせていただきたいと思うんですが、やっぱりああいう数字が出ると、OBはもちろんですけども、高校にかかわる皆さんの意気が消沈するというのが正直なところだと思うんです。

教育長も、それぞれの町で存続するための活性化を図っているということも、もちろんそれは重々わかります。

一般質問の中で具体的な学校名を挙げて、クラスを減少させるというような話もお伺いをしました。

私は若干、ちょっと違う角度からお尋ねし

たいのは、それぞれの学校の募集人員あるいは定員ですね、これは大体いつごろ決まっている数字なんですか。

○手島政策監 県立高校の募集定員につきましては、大体、夏ぐらいに私立、いわゆる公私協とっておりますが、こちらのほうで議論しまして、募集定員というものは一応決めさせていただいているところでございます。

○高島和男委員 といいますと、毎年夏にそこらの数字を出して、毎年度変わるということですかね、募集人員。そしてまた学校の定員も変わるといいますか。

○手島政策監 ちょっと説明が足りませんでしたが、公私協といいますものにつきましては、毎年公開の場で議論させていただいております。前年度の状況だったりいろいろな要因を踏まえまして、大体次年度の募集定員というところの大枠を決めさせていただいているところでございます。

○高島和男委員 それだけじゃ、毎年度詳細にされているのにも関わらず、やっぱり0.幾つの学校がこれだけずらっと並ぶというのは、どう思われますか。

○手島政策監 子供の数につきましては、今現在、小学校から中学校まで在籍しております子供の数がございますので、大まかにこれを見ますと、今後だんだん減っていくのが大体予測されております。ただ、受験行動といいますのは、この数だけではなくて、いろいろな要因があって進学が決まってくるものと思っております。そこら辺を短期的には次年度の状況あたりを予測しながら大体決めさせていただいているところでございます。

○高島和男委員 おっしゃるのはわかります

けれども、それでなおかつこういう状況ですので、私はもう一步踏み込んで、もう少しやっぱり詳細にといいですか、きちっとした数を出していかないと、繰り返しになりますけれども、この0.幾つの数字が並びますと、本当にやっぱり地域からするとどうにかならぬのかというようなことになっていくと思いますので、そこいらをもう一回ぜひつぶさに検討をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、ついでにといったらいいかもしれませんけれども、余りにも何といいますか、コースというか細分化され過ぎているんじゃないのと、私は素人的に思うんです。産業高校になればなるほど、そのときのニーズに応じてやっぱり学生がこういうような勉強をしたいということで広がったんでしょうけれども、お医者さんと一緒に、余り広げ過ぎて何が何だかわけわからぬというようなふうで、倍率もまた小さくなり過ぎて、ここいらはどうなんですかね、見直す必要はありませんかね。

○手島政策監 学科のまたコースの編成につきましては、その時々の子供さん方の志向とか、また地域の産業界からの要請あたりも踏まえまして、さまざまな御意見も踏まえて検討はさせていただいているところではございます。

○高島和男委員 ただ単に倍率でぱっと出たから、それでいいよということじゃなくて、本当にこの数字というのがいろんな方面に影響を与えるということもぜひ、わかっているらっしゃるでしょうけれども、ぜひ再度また認識を深めていただきたいと思います。

以上です。

○荒木章博委員 2月11日は紀元節ということで、日本国でもパレードをして、ことしは皇紀2676年という一つの、これは祭日になっ

て国を挙げてお祝いをしているわけなんですけども、小杉先生あたりが一番こういうのには詳しいわけですけども、こんなやっぱり日本国のこのことについて、これをやっぱり子供たちにどういう教育の中でそれを反映していくのかというのは、教育委員会、義務教育課、高校教育課も含めて局長にお尋ねしたいと思うんですよ。こういうのをどういふふうに教育の中で、日本国は休みになり国を挙げてこの祝いをするという、どういふふうにお考えしているかなと思います。

○上川教育指導局長 建国記念日を初め国民の祝日については、小学校、中学校、高校でもそれぞれ祝日の意味について指導しているものと考えております。

また、あわせて、先ほどからあります日本の歴史、伝統、文化についても、グローバル化が進んでいく時代だからこそ、しっかりと子供たちに教育をしていく必要があるということも、あわせてお答えしたいと思います。

○荒木章博委員 小杉先生からも前、私に質問があったから、小杉先生がこの紀元節をどう思われるかなと思ひまして。

○小杉直委員 私に。

○荒木章博委員 先生にお返ししておかぬと、最後だけん。

○小杉直委員 いやいや後で個別に答弁しましょう。

○荒木章博委員 はい、わかりました。

神武天皇が御即位された、天皇の行事なんです。天皇のいやさかを祝う祝いですから、一部には反対があったり、一部には選挙運動があったり、選挙の言葉を、参議院選挙は誰を入れよう、知事選は誰を入れよう。本

当に悲しいことなんですね。この意味を理解して、やっぱり私たちは政治家も含めて自戒をしなければいけないというふうに思います。奉祝行事に出られた方たちから、私に非常に苦言の電話がかかってきました。

私は、加藤神社で60名の子供たちが1日前からその勉強会をやりまして、そこに参加させていただいて、千秋万歳をその場でやりました。その後、北岡神社に行きまして、再び千秋万歳をさせていただきました。

私たちは、この国の起こりをしっかり考えながら、政治とは違うわけですけども、やっぱり応援していきたいというふうに思っています。

日本国のいやさか、天皇家のいやさかを祈りながら質問を終わります。

○内野幸喜委員長 ほかに何かありませんか。

○手島政策監 済みません、委員長。先ほどの説明に、ちょっと補足させていただきます。

募集定員につきましては、私立学校のほうと協議をしまして、一応調整はしますが、最終的には教育委員会のほうで決定させていただいております。

○内野幸喜委員長 それでは、ここで平成27年度教育警察常任委員会における取り組みの成果について、御説明します。

委員会の管内視察の際に御報告しましたが、この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で委員から提起された要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

施策等への反映状況について、私に項目の選定等を御一任いただきましたので、私と早田副委員長、執行部とで協議しまして、当委

員会としましては6項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

また、提言について当委員会では、今年度グローバル人材の育成についてをテーマに、年度を通じて協議、視察等を行ってまいりました。そこで、皆様からいただいた御意見等を取りまとめた形で記載しております。

現在の執行部の取り組み状況の部分を含めて、今皆さんの手元にあると思っておりますが、この案につきまして何か御意見等がありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（「はい、了解」「立派にできております」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、先ほど溝口委員から話もありましたが、陳情、要望書が2件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しておりますので、御一読いただければと思ひます。

それでは、これもちまして第6回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後3時29分閉会

○内野幸喜委員長 なお、この教育警察常任委員会において、3月末をもって退職される方が、私が聞いている限りでは5名というふ

うに聞いています。できれば、その5名の方々、これまでの長年にわたる経験等も踏まえて、これからの警察本部さらには教育委員会を背負っていく後輩の方々へのエールも含めて、一言ずつ御挨拶をいただければというふうに思ひます。

それでは、まず警察本部の佐藤生活安全部長のほうから、よろしくお願ひします。

（生活安全部長、刑事部長、交通部長
生活環境課長、教育委員会指導局長
の順に退任挨拶）

○内野幸喜委員長 退職される皆さん、大変お疲れさまでした。

今後とも、これまで培ってこられた経験を、教育の充実、警察行政の充実のために力をかしていただければと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の委員会でありまして、私のほうからも挨拶をさせていただきたいと思ひます。

この1年間、早田副委員長それから委員の先生方、執行部の皆さん方には、この委員会審議に御協力いただきまして本当にありがとうございました。

手前みそですが、大変いい議論ができた1年間じゃなかったかなというふうに思っております。今回のこの1年間の議論を、これからの警察行政の充実、教育行政の充実のために力いっぱい生かしていきたいというふうに思っております。

それから、今御挨拶をいただきました退職される皆さん方は第2の人生、これからはぜひとも頑張ってくださいと思ひます。

これで、私の委員長としての挨拶とさせていただきます。1年間お世話になりました。

（拍手）

早田副委員長からも、よろしくお願ひします。

○早田順一副委員長 それじゃ、一言お礼を

申し上げたいというふうに思います。

短い1年間ではありましたが、内野委員長のもとで委員会の運営に務めさせていただきました。

委員会委員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして本当にありがとうございました。

また執行部の皆さん方におかれましては、ちょっと最後湿っぽくなりましたけれども、お別れの時期でもありますけども、また新たなスタートの時期でもあろうかというふうに思います。その気持ちを一変して、お互いともに県勢発展のために頑張ればというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げまして、感謝の言葉といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○内野幸喜委員長 では、これで委員会を終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。

午後3時36分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長